

令和5年度  
都市局関係予算概要

令和5年1月

国土交通省都市局



# 目次

<b>I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表</b> .....	<b>1</b>	<b>3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生</b>	
<b>II. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針</b> .....	<b>4</b>	(1) 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化 .....	2 5
<b>III. 令和5年度 都市局関係予算 主要事項</b> .....	<b>5</b>	(2) 地方都市のイノベーション力の強化に資する民間都市開発の推進 .....	2 7
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進 .....	5	(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進 .....	2 8
2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり .....	7	<b>4. まちづくりの DX</b>	
3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生 .....	9	(1) 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 .....	2 9
4. まちづくりの DX .....	1 1	(2) スマートシティの実装化の推進 .....	3 1
5. まちづくりのグリーン化の推進 .....	1 3	(3) まちづくり DX の全国展開に向けた環境整備の推進 .....	3 2
6. 都市開発の海外展開・		<b>5. まちづくりのグリーン化の推進</b>	
国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組 .....	1 4	(1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進 .....	3 3
<b>IV. 令和5年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等</b>		(2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進 .....	3 4
.....	<b>1 5</b>	(3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進 .....	3 5
<b>1. 防災・減災まちづくりの更なる推進</b>		<b>6. 都市開発の海外展開・</b>	
(1) 事前防災まちづくりの推進 .....	1 5	<b>国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組</b>	
(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成 .....	1 6	(1) 都市開発の海外展開の推進 .....	3 7
(3) 盛土による災害の防止の推進 .....	1 7	(2) 2027 年国際園芸博覧会等に向けた取組 .....	3 8
<b>2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり</b>		(3) 首里城の復元に向けた取組 .....	3 9
(1) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成 .....	1 9	<b>V. 令和5年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧</b>	
(2) 日常生活を支える地域生活拠点の形成 .....	2 0	.....	<b>4 1</b>
(3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進 .....	2 1	<b>VI. 令和5年度 都市局関係 税制改正概要</b> .....	<b>4 3</b>
(4) 適正規模での市街地整備事業の促進 .....	2 2	<b>VII. 参考資料</b> .....	<b>4 4</b>
(5) 公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化 .....	2 3	<b>VIII. 問い合わせ先</b> .....	<b>6 9</b>

# I. 令和5年度 都市局関係予算 総括表

## (1) 令和5年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (A)		前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	<b>39,085</b>	<b>32,386</b>	<b>40,295</b>	<b>31,971</b>	<b>0.97</b>	<b>1.01</b>	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 549,190百万円 ・防災・安全交付金 831,299百万円														
うち国営公園等整備	9,225	9,225	9,176	9,176	1.01	1.01															
うち国営公園等維持管理	15,655	15,655	14,897	14,897	1.05	1.05															
市 街 地 整 備	<b>289,305</b>	<b>94,024</b>	<b>262,083</b>	<b>93,732</b>	<b>1.10</b>	<b>1.00</b>	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)														
							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">前 年 度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>5,275,207 の内数</td> <td>2,118,262 の内数※</td> <td>4,788,128 の内数</td> <td>2,110,940 の内数</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和5年度		前 年 度		事業費	国 費	事業費	国 費	街路事業	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数※	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数
区 分	令和5年度		前 年 度																		
	事業費	国 費	事業費	国 費																	
街路事業	5,275,207 の内数	2,118,262 の内数※	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数																	
住 宅 対 策	<b>834</b>	<b>417</b>	<b>1,418</b>	<b>709</b>	<b>0.59</b>	<b>0.59</b>	※「高規格道路、IC等アクセス道路その他 208,584百万円」、「交通安全対策事業（通学路緊急対策）55,482百万円」等の内数を含む。														
<u>一般公共事業計</u>	<u><b>329,224</b></u>	<u><b>126,827</b></u>	<u><b>303,796</b></u>	<u><b>126,412</b></u>	<u><b>1.08</b></u>	<u><b>1.00</b></u>	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 420百万円														
災 害 復 旧 等	<b>744</b>	<b>406</b>	<b>744</b>	<b>406</b>	<b>1.00</b>	<b>1.00</b>	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
<u>公共事業関係計</u>	<u><b>329,968</b></u>	<u><b>127,233</b></u>	<u><b>304,540</b></u>	<u><b>126,818</b></u>	<u><b>1.08</b></u>	<u><b>1.00</b></u>															
行 政 経 費	<b>2,958</b>	<b>2,146</b>	<b>3,226</b>	<b>2,217</b>	<b>0.92</b>	<b>0.97</b>															
合 計	<u><b>332,926</b></u>	<u><b>129,379</b></u>	<u><b>307,766</b></u>	<u><b>129,035</b></u>	<u><b>1.08</b></u>	<u><b>1.00</b></u>															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和5年度 都市局関係予算 主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第2次 補正予算
<b>国営公園等</b>	<b>32,386</b>	<b>31,971</b>	<b>1.01</b>	<b>4,713</b>
国営公園等整備	9,225	9,176	1.01	1,671
国営公園等維持管理	15,655	14,897	1.05	3,042
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,275	3,000	1.09	0
国営公園等事業調査	367	253	1.45	0
<b>市街地整備</b>	<b>94,024</b>	<b>93,732</b>	<b>1.00</b>	<b>7,878</b>
都市構造再編集集中支援事業	70,000	70,000	1.00	4,840
まちなかウォークブル推進事業	589	350	1.68	10
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	900	1.11	29
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	2,000	1.00	282
まちづくりDX先導調査	200	0	皆増	0
まちづくりファンド支援事業	100	100	1.00	0
民間都市開発推進資金融資	2,400	2,000	1.20	0
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,000	1.00	567
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,050	500	2.10	1,500
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,050	700	1.50	0
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	329	250	1.32	0
<b>住宅対策</b>	<b>417</b>	<b>709</b>	<b>0.59</b>	<b>0</b>
密集市街地総合防災事業	394	674	0.58	0
<b>一般公共事業計</b>	<b>126,827</b>	<b>126,412</b>	<b>1.00</b>	<b>12,591</b>
<b>災害復旧等</b>	<b>406</b>	<b>406</b>	<b>1.00</b>	<b>4,231</b>
<b>公共事業関係計 (A)</b>	<b>127,233</b>	<b>126,818</b>	<b>1.00</b>	<b>16,822</b>

(単位：百万円)

事 項	令和5年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和4年度 第2次 補正予算
<b>行政経費</b>				
防災集団移転促進事業	134	132	1.02	52
コンパクトシティ形成支援事業	501	545	0.92	100
官民連携まちなか再生推進事業	315	344	0.92	200
スマートシティ実装化支援事業	280	265	1.06	120
都市開発の海外展開	218	213	1.02	0
2027年国際園芸博覧会関係経費	135	113	1.19	81
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	10	12	0.83	0
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
<b>行政経費計 (B)</b>	<b>2,146</b>	<b>2,217</b>	<b>0.97</b>	<b>552</b>
<b>合 計 (A)+(B)</b>	<b>129,379</b>	<b>129,035</b>	<b>1.00</b>	<b>17,374</b>

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。



## Ⅱ. 令和5年度 都市局関係予算の基本方針

- 激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強力に進めます。
- また、都市の成長力を引き上げ、豊かで活力あるコンパクトな地域づくりを進めるため、
  - ・持続可能な公共交通軸の形成や身近な地域生活拠点の充実などによる、ポストコロナの多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型のまちづくり
  - ・地方都市と大都市の交流・連携の促進による、都市のイノベーション創出強化・新たな都市再生の展開
  - ・エネルギーの面的利用やグリーンインフラの社会実装などのまちづくりのグリーン化の推進に重点的に取り組みます。
- さらに、これらの取組を効果的に推進し、デジタル田園都市国家構想の実現に資するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化やスマートシティの社会実装など、まちづくりのDXを総合的に推進します。

### 防災・減災、国土強靱化

- 災害リスクの高いエリアからの移転の促進
- 盛土による災害の防止
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

### 防災・減災まちづくりの更なる推進

### 多極連携型まちづくり

- まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成
- 職住遊が融合した、身近な地域生活拠点の充実

### 新たな都市再生

- 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化
- 地方都市と大都市の交流・連携によるイノベーション創出

### まちづくりのグリーン化

- エネルギーの面的利用
- グリーンインフラの社会実装

### まちづくりのDX

- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化
- スマートシティの社会実装
- 建築・不動産分野との連携

### 都市のイノベーションの創出+コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの実現

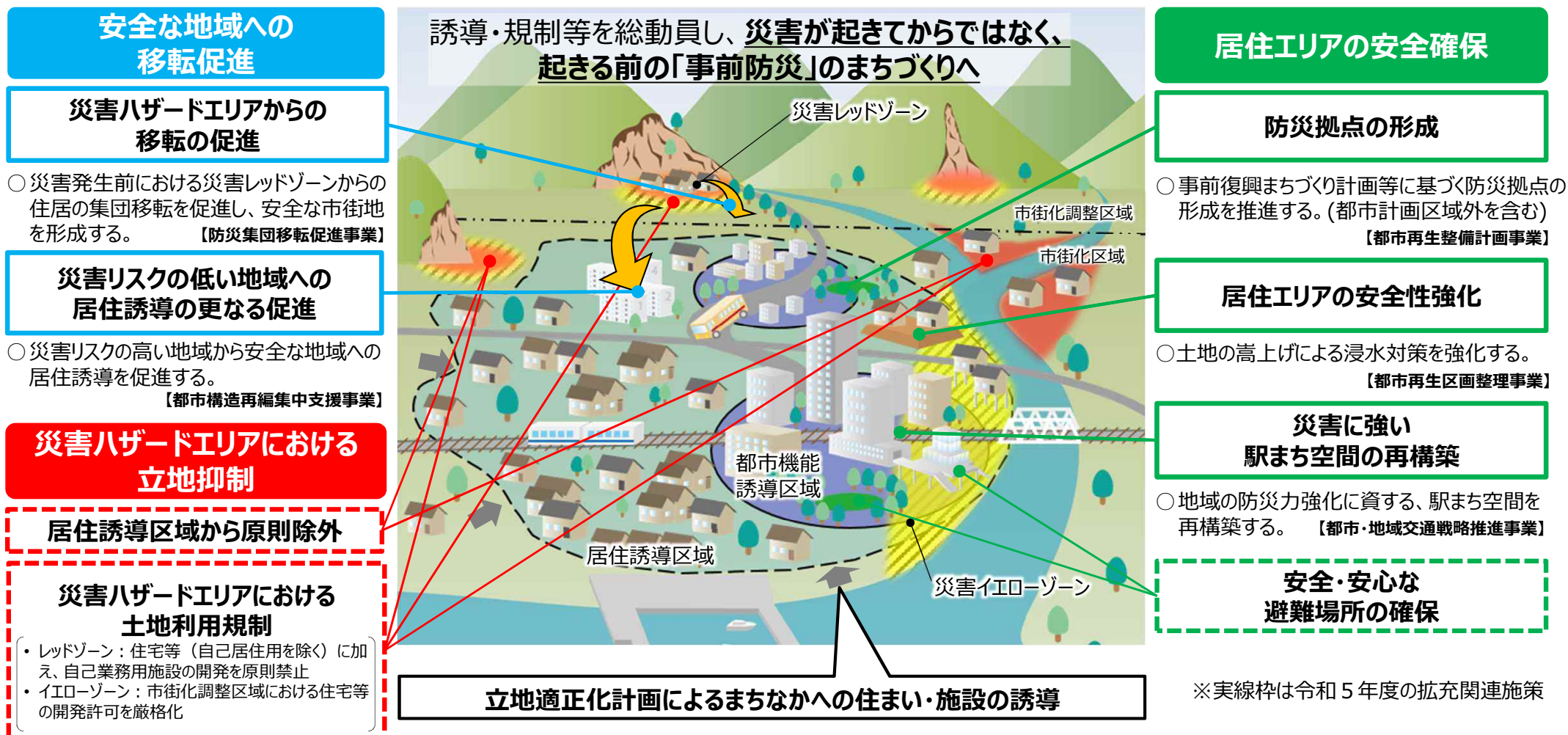
# 1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転促進などの事前防災まちづくりを推進するとともに、盛土による災害の防止を着実に推進する。

## 施策の概要

### ① 防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転の促進等

災害リスクの高いエリアからの事前移転促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成等を総合的に推進する。





## <①の主な取組>

### 災害ハザードエリアからの移転の促進

災害発生前における災害レッドゾーンからの住居の集団移転を促進するため、補助対象経費の限度額の見直しを行い、防災集団移転促進事業に取り組む自治体への支援を強化する。

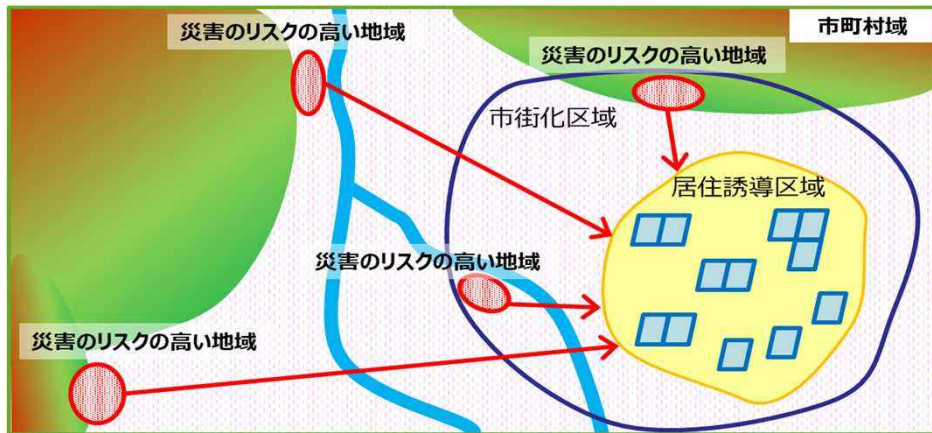
【防災集団移転促進事業】



### 災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる促進

居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域から安全な地域への移転支援を強化する。

【都市構造再編集中支援事業】



災害リスクの高い地域からの移転

## ②盛土による災害の防止

都道府県等が盛土規制法<sup>\*</sup>の施行後速やかに規制区域の指定を行うとともに、引き続き不法盛土への対応に万全を期すことができるよう、基礎調査の実施や盛土の安全対策等に対する支援を更に強化する。

※令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行

- 基礎調査の早急な実施・完了に向けて、都道府県等が実施する基礎調査に要する費用について、国費率の嵩上げ<sup>\*</sup>を行う等、支援を強化する。【都市防災総合推進事業】
- 行為者等による是正措置を基本としつつ、都道府県等による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を充実する。【宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】

※令和6年度までに限り、国費率1/3から1/2へ嵩上げ

### 盛土規制法の概要

#### 1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

#### 2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

#### 3. 責任の所在の明確化

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

#### 4. 実効性のある罰則の措置

【規制区域のイメージ】



※1  
【宅地造成等工事規制区域】  
市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に被害を及ぼしうるエリア

※2  
【特定盛土等規制区域】  
市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に被害を及ぼしうるエリア

## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

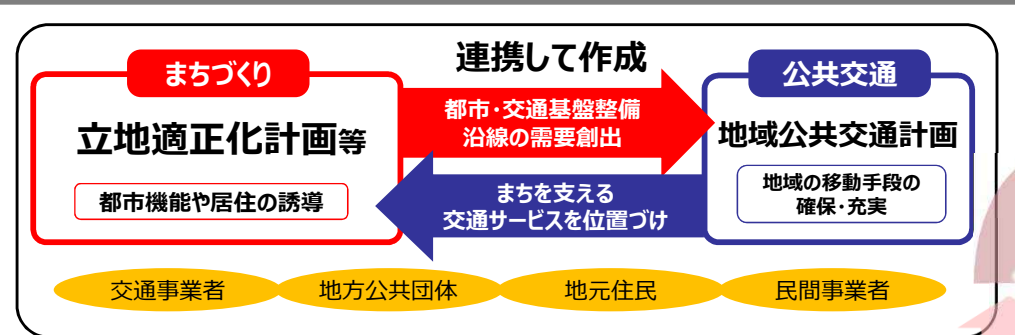
持続可能な多極連携型のまちづくりの実現に向け、都心拠点（中心市街地）の充実だけではなく、拠点間を結ぶ都市の骨格となるネットワーク（公共交通）の確保を図るとともに、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）にも必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。これらを郊外住宅地や周辺集落を含む都市圏全体で取り組むことにより、人々のWell-beingを高めつつ、デジタルの力も活用し、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のコンパクトなまちづくりの実現を目指す。

### 施策の概要

#### ■ 都市の骨格となる公共交通の確保

- ✓ 立地適正化計画等と地域公共交通計画の連携を強化し、都市機能や居住の誘導と連動させながら、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成していく取組を推進

#### 地域一丸となった協議・計画策定・見直し



- 【既存】 地域公共交通計画との連携により、都市機能・居住の誘導と公共交通軸の形成が連動した効果的な立地適正化計画の策定を支援  
【コンパクトシティ形成支援事業】
- 【新規】 デジタル技術を活用し、各種データに基づきまちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施  
【まちづくりDX先導調査】

#### 公共交通まちづくりの実践

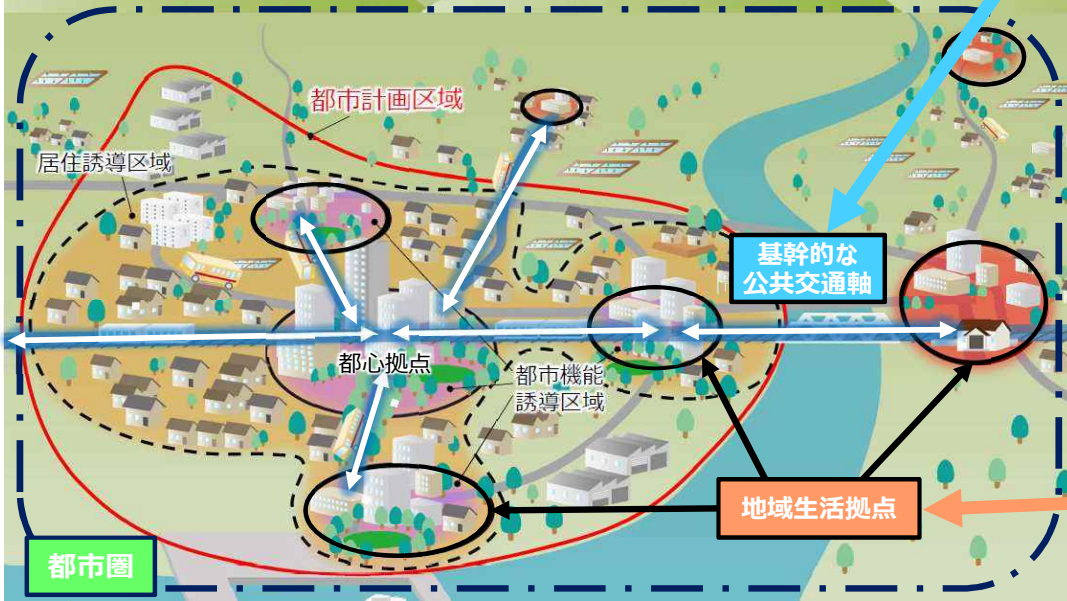


都市の骨格を支える交通インフラの整備（支援イメージ）

- 【既存】 多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラ(自由通路・駅前広場等)の整備を支援
- 【拡充】 立地適正化計画等に位置づけられた基幹的な公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援 等  
※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援  
【都市・地域交通戦略推進事業】

▶ 公共交通沿線への民間投資の誘発や都市機能の誘導等により、都市の骨格となる公共交通ネットワークを確保

**多様なライフスタイルを支える  
持続可能な多極連携型まちづくりの目指す姿**



**持続可能な都市構造の実現／人々のWell-beingの向上**

**■ 日常生活を支える地域生活拠点の形成**

✓ 日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）において、必要な機能が確保された**地域生活拠点を整備し、良好な環境を形成する取組を推進**

病院・学校・公共施設・交通結節点機能の集約再編等、**ネイバーフッドの充実に資する施設の整備**  
【都市構造再編集中支援事業 等】

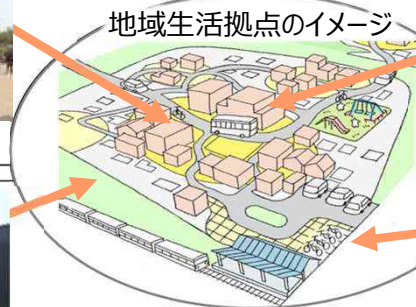


廃校を図書館にリノベーション（愛知県春日井市）

既存ストックや低未利用地の有効活用など**地域の需要に見合った効率的な市街地整備事業への支援を強化**  
【市街地再開発事業 等】



既存ストックを活用した再開発事業（石川県金沢市）



ほっしょうじ通り（鳥取県米子市）

地域生活拠点の魅力向上のための**ウォークブル空間創出**や官民連携による身近な公園の質の向上  
【まちなかウォークブル推進事業 等】



シェアサイクル（岡山県岡山市）

駅とまちをつなぎ地域の拠点となる**「駅まち空間」の再構築**や拠点とのアクセス強化に資する多様なモビリティの導入への支援を強化  
【都市・地域交通戦略推進事業 等】

**■ 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進**

✓ 都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落を含め、**都市圏全体で基幹的な公共交通軸の確保や地域生活拠点の形成を推進**

- ・都市計画区域外において、都市圏全体のコンパクト化に資する地域生活拠点の形成に対し、新たに**公共公益施設の整備を支援対象化**
- ・都市圏全体での**基幹的な公共交通軸の確保**に対する取組を新たに支援対象化
- ・市町村管理構想・地域管理構想と連携した場合には**重点的に支援**

【都市構造再編集中支援事業 等】

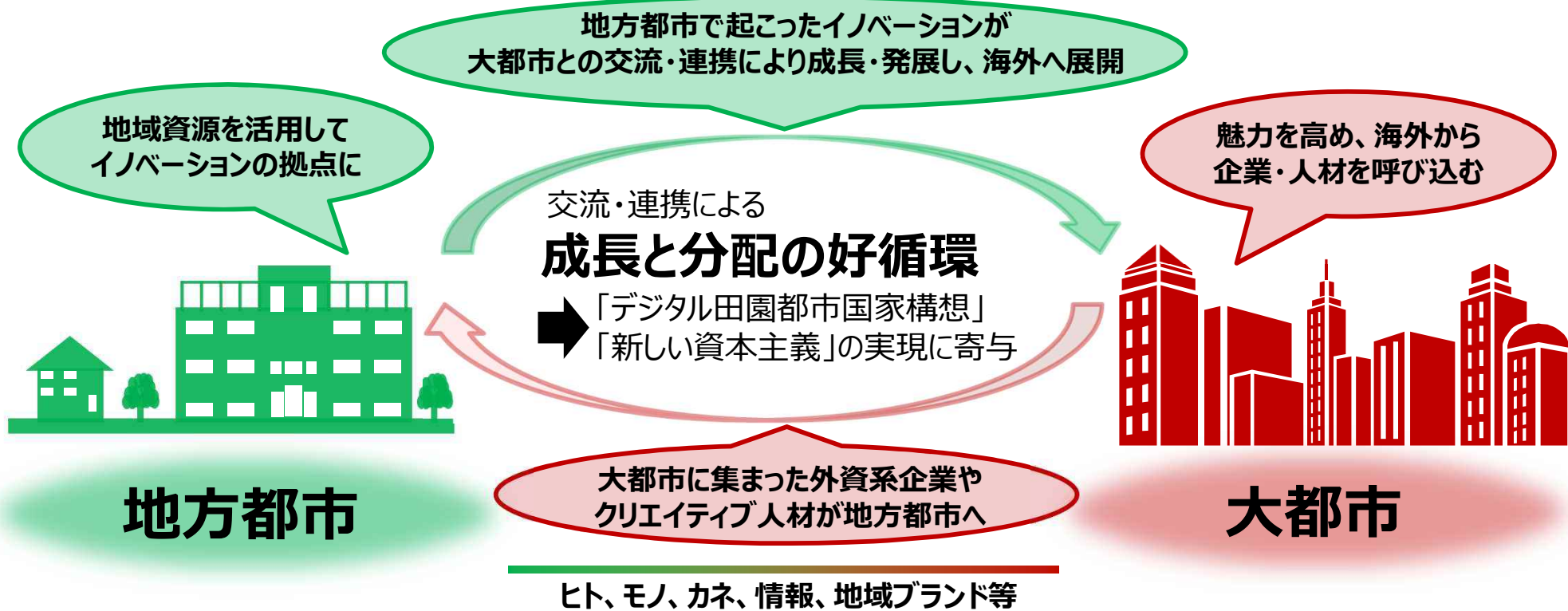


野津原市民センター（多目的ホール等）

都市計画区域外に位置する旧野津原町の中心部（大分県大分市）

### 3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化のため、双方の交流・連携を促進するための取組を重点的に支援し、地方都市と大都市の間での成長と分配の好循環を実現する。



・ 地方都市の機能・魅力の向上による地方都市のイノベーション力を強化

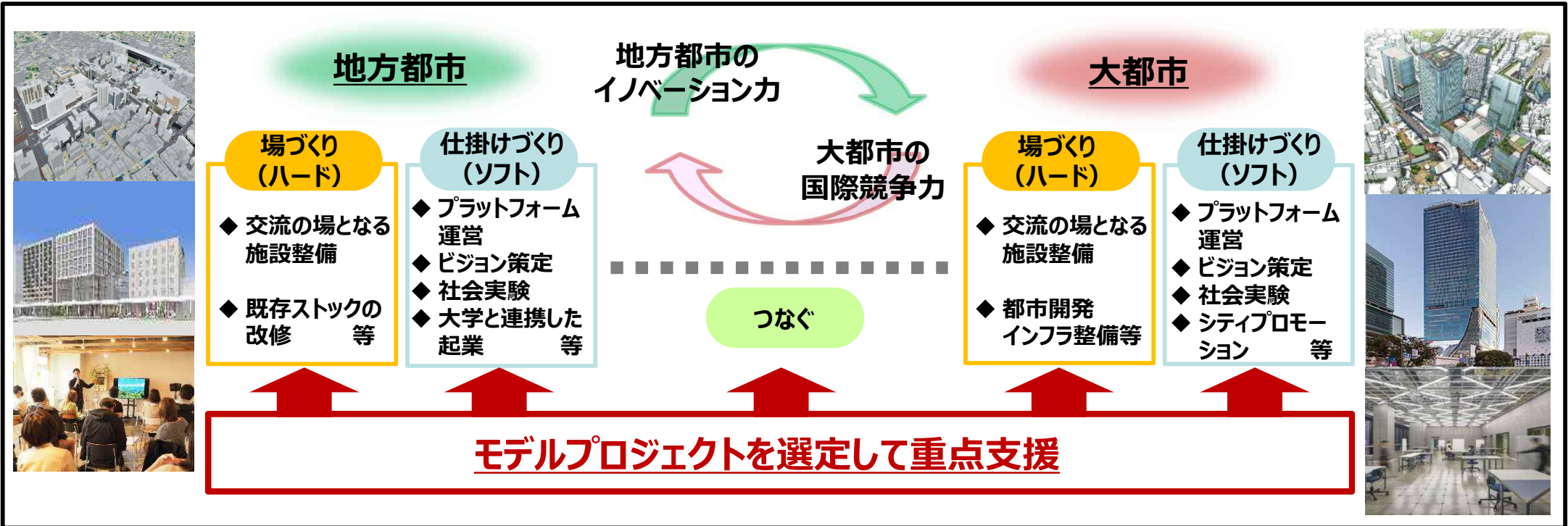
・ 大都市に集積したヒト、モノ、カネ、情報を活用した地方都市の再生を推進

・ 大都市でしか成しえないヒト、モノ、カネ、情報の集積を図り、地方都市で起きたイノベーションを世界レベルへと成長・発展

・ 地方の魅力を含めた世界への情報発信により、海外企業やクリエイティブ人材を誘致

# <新たな都市再生のためのパッケージ支援>

地方都市と大都市の交流・連携を促進するため、インキュベーション施設等を整備する都市開発や周辺インフラ整備等のハード面の取組への支援、プラットフォームの運営・連携ビジョンの策定等のソフト面の取組への支援をあわせて講じる。また、内閣府等の関係府省庁と連携しながら、こうした取組を行うモデルプロジェクトを選定し、重点的に支援を行う。



## 交流・連携の事例

### ■ 新潟「NINNO」+ 渋谷「QWS」の例

#### NINNO (新潟県新潟市)

新潟県最大級のインキュベーション施設

- スタートアップ
- 地域企業
- 行政
- 教育機関



5G/4K  
ネットワーク接続

- NINNOの起業希望者や入居企業と、渋谷QWSのベンチャーキャピタル・大学等が遠隔で交流。
- NINNOへの入居企業は増加傾向。新潟にしながら遠隔で大都市の企業を対象としたITビジネスなどを展開。

#### 渋谷QWS (東京都渋谷区)

渋谷スクランブルスクエア内のインキュベーション施設



- ベンチャーキャピタル
- 大学
- 外資系ファンド
- 法律事務所

# 4. まちづくりのDX

人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、これまでのまちづくりの在り方を変革し、新たな価値の創出や社会的課題の解決を図るため、まちづくり分野のDXを推進する。

このため、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」に基づき、重点取組テーマとして位置づけた各施策について、地方公共団体や関係府省庁と連携して強力で推進していく。

## 施策の概要

### 3つのビジョン

### 豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン (Ver1.0)」  
をとりまとめ (2022年7月)

- 「人間中心のまちづくり」実現に向けた政策目的として、3つの「まちづくりDXのビジョン」を設定



#### Sustainability 持続可能な都市経営

将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現



#### Well-being 一人ひとりに寄り添うまち

住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適應するオンデマンド都市を実現



#### Agile-governance 機動的で柔軟な都市設計

社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現

### 4つの重点取組テーマ

- 3つのビジョンを実現する具体的な目標として、4つの「重点取組テーマ」を設定

①都市空間DX

②エリマネDX

③まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

④3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

#### ハード・ソフトの連携による都市マネジメント

都市空間の整備と既存ストックの有効活用の連携により、都市機能を高める都市マネジメントを推進

#### アプリケーション/サービス層

デジタル

#### 都市活動の質/都市生活の利便性向上

- ・ エリアマネジメント推進
- ・ モビリティによる回遊性向上
- ・ パークマネジメント
- ・ 住民参加・合意形成 等

#### 現実の都市空間・施設の整備

- ・ インフラ整備
- ・ コンパクト・プラス・ネットワーク
- ・ オープンスペース・ウォークアブル空間創出
- ・ 防災まちづくり 等

#### エリマネDX

#### デジタル技術を活用した都市サービスの提供

- ・ エリアマネジメントへのデジタル技術活用
- ・ 3D都市モデル等を活用したソリューション
- ・ 住民参加・合意形成の高度化 等

#### デジタル・インフラの整備・オープンデータ化

- ・ 3D都市モデル等のデジタル・インフラの整備
- ・ まちづくりデータのオープンデータ化
- ・ デジタル人材育成 等

デジタル技術の活用による、地域単位でのきめ細かい住民ニーズの把握と高度な都市サービスの提供を実現

#### オープンデータ化

まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、市場創出/オープン・イノベーションを実現

#### Project PLATEAU

まちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築

サイバー

データに基づく予測、解析、検証や都市サービスへの対応等により都市空間の最適な再構築を実現

#### 都市空間DX

#### インフラ/データ層

# < 4つの重点取組テーマに基づく各施策の取組イメージ >

## 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化

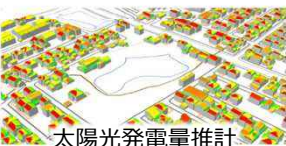
- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方公共団体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

### ■ 国によるデータ整備の高度化・効率化、ベスト・プラクティスの開発

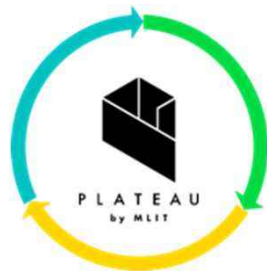
- 標準仕様の拡張、データ整備手法効率化の技術開発
- 建築BIMや不動産ID等との連携をはじめ、先進技術を活用したユースケースを開発

### ■ 地方自治体による社会実装

- 国が開発したナレッジを利用した地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用
- データ・カバレッジの拡大やユースケースの社会実装を推進

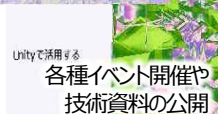


### 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム



### ■ 地域のオープン・イノベーションの創出

- 地方公共団体が提供する3D都市モデルのデータや国によるユースケース開発のナレッジの活用によるイノベーション創出環境の整備
- 開発者がデータを利用しやすい環境を作るため、技術資料の整備、開発者向けツールの開発、コミュニティ構築等を実施



## 都市空間DX

- データを用いたシミュレーション等を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を活用した高度なサービス提供を可能とするインフラ再構築等を推進。

### ■ スマートシティの社会実装の加速



都市空間・サイバー空間を組み合わせ、複数分野間で連携した都市サービスの実装を推進

### ■ 自動運転等に対応したインフラ再構築



自動運転導入を見据えた街路空間の実装について実証

## まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

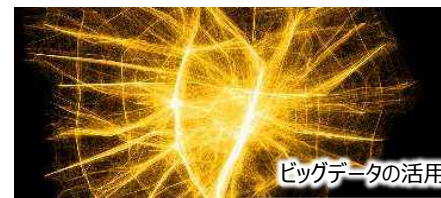
- まちづくりに関わる多様なデータのオープンデータ化や高度化、他のデータとの連携等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出。

### ■ 都市計画情報の高度化・オープン化



都市計画GISについて、データの高度化・オープン化、多様な空間データとの連携等を推進

### ■ パーソントリップ調査の高度化



高度かつ効率的に活動状況を把握する新たな都市交通調査手法等の検討

## エリマネDX

- きめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、デジタル技術の導入により、身近なエリアにおけるまちづくり活動(エリマネジメント)の高度化を推進。

# 5. まちづくりのグリーン化の推進

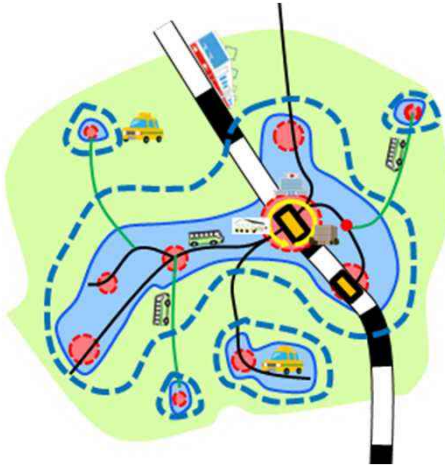
2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進していくため、都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進や居心地が良く歩きたくなる空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を総合的に支援する。

特に、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域において支援を強化するなど、取組を重点的に推進する。

## 施策の概要

### 都市構造の変革

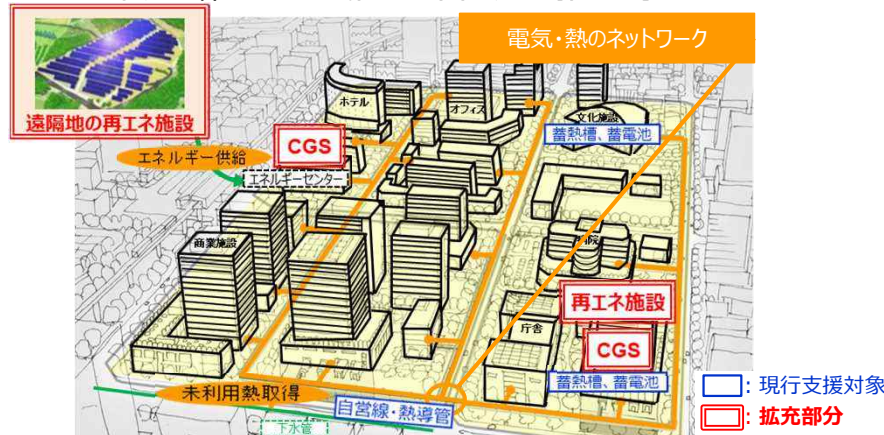
○コンパクト・プラス・ネットワークや居心地が良く歩きたくなる空間づくりの推進



都市機能の集約による公共交通の利用促進等によるCO<sub>2</sub>排出量の削減を推進

### 街区単位での取組

○エネルギーの面的利用の推進  
○環境に配慮した民間都市開発の推進等



#### 【拡充】（エネルギーの面的利用の推進）

○エネルギー供給施設（太陽光発電施設、CGS等）整備を支援  
○対象区域に電力供給する遠隔地の再エネ施設の整備等も支援

<対象イメージ>



【国際競争業務継続拠点整備事業】

複数建物をエネルギー導管でつなぎ、面的利用を図ること等により、エネルギー利用を効率化

### 都市における緑とオープンスペースの展開

○グリーンインフラの社会実装の推進  
○官民連携による公園の整備・管理運営の推進



都市部における緑地の確保やヒートアイランド現象の緩和によるCO<sub>2</sub>吸収・排出抑制を推進



# 6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

- ・都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図る。
- ・2027年に神奈川県横浜市で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。
- ・令和元年10月の火災により焼失した首里城について、本体工事を推進し、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

## 施策の概要

### ① 都市開発の海外展開の推進

大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に我が国企業が参画できるよう、我が国の強みの発信等を実施し、都市開発の海外展開を推進する。

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

【都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査 等】



### ② 国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の開催に向けて、令和5年度は下記の取組を着実に進める。

- ・会場基盤の実設計等に対する補助
- ・日本国政府出展の基本設計の検討
- ・国際的な連携・PRの実施

等

【2027年国際園芸博覧会事業、2027年国際園芸博覧会検討調査 等】



会場イメージ

開催概要	
位置付け	：最上位の国際園芸博覧会（A1） ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	：旧上瀬谷通信施設の一部 （約100ha）（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	：2027年3月19日～9月26日 （6か月間）
参加者数	：1,500万人 （ICT活用等の多様な参加形態含む） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	：約320億円
テーマ	：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	：（公社）2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

### ③ 首里城復元に向けた取組

関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和4年11月に首里城正殿の本体工事に着工し、令和8年の復元に向けた取組を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】



令和元年の火災により正殿等9棟が焼失



現在の様子（令和4年12月撮影）

# IV. 令和5年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

## 1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

### (1) 事前防災まちづくりの推進

防災集団移転促進事業 補助 1.3億円(1.02倍)  
都市再生整備計画事業 防交交 8,313億円の内数

巨大地震による津波災害及び激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害発生が予想される地域からの住居や公共公益施設等を移転することによる事前防災まちづくりを推進する。

そのため、防災集団移転促進事業の見直しにより災害レッドゾーンからの事前移転を推進するとともに、事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成に対する支援を行う。

#### 防災集団移転促進事業

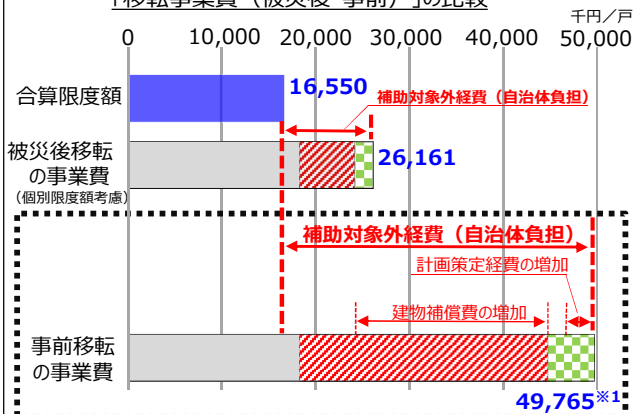
##### ○事前防災のための防災集団移転促進事業の推進

防災集団移転促進事業には補助対象経費の合計に限度額（合算限度額）が設定されていることにより、事前移転の場合は、被災後移転の場合よりも建物補償費や計画策定経費が高額となり自治体負担が増加するため、取組が進みにくい状況。

このため、事前移転の場合においては、一定の要件の下で合算限度額を設定しないこととすること等により、事前防災を推進。

##### 現行制度

防災集団移転促進事業における「合算限度額」と「移転事業費（被災後・事前）」の比較



※1 東日本大震災において実施された防災集団移転促進事業のうち、住宅団地戸数が15～25戸の事業の平均値に一般的な建物補償費を加算し、事前移転の場合における事業費を試算した金額 (15～25戸：東日本大震災を除く本事業の住宅団地平均戸数) (国土交通省調べ)

- 住宅団地の用地取得・造成、住宅建設等に対する助成等
- 元地の土地の買取り及び建物補償
- 計画策定経費

##### 拡充

○事前移転の場合は、以下の要件の下で合算限度額を設定しない※2こととする。

##### <要件>

- ① 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
- ② 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
- ③ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

※2 「元地の土地の買取り及び建物補償」に新たな個別限度額を設定

事前移転への支援の拡充により、事前移転の場合の自治体負担を軽減

#### 都市再生整備計画事業

##### ○防災拠点形成への支援

災害発生が予想されるような地域（都市計画区域外を含む）において、事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラの整備について、防災・安全交付金により支援。



事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成を支援

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 災害に強い都市拠点・市街地の形成

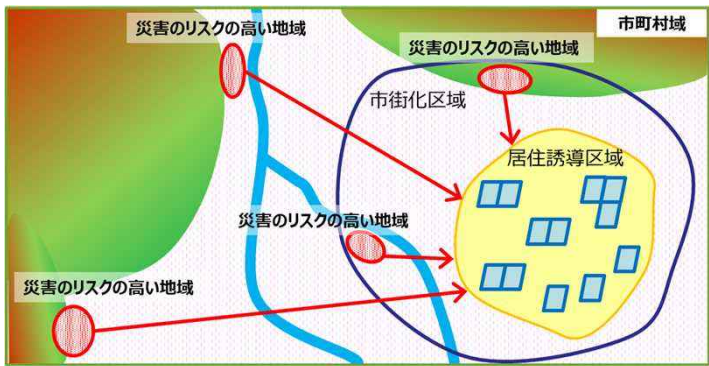
都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**  
 都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業 防交交 **8,313億円の内数**

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の地震や激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、災害リスクの高いエリアからの移転の促進や災害に強い都市拠点・市街地の形成など、コンパクトで災害に強いまちづくりを推進する。

都市構造再編集中支援事業

○災害リスクの低い地域への居住誘導の更なる推進

災害リスクの高い地域から安全な地域への居住誘導を促進するため、居住誘導区域への移転を支援する居住誘導促進事業について、防災指針に位置付けられた災害リスクの高い地域から居住誘導区域への移転支援を強化する。



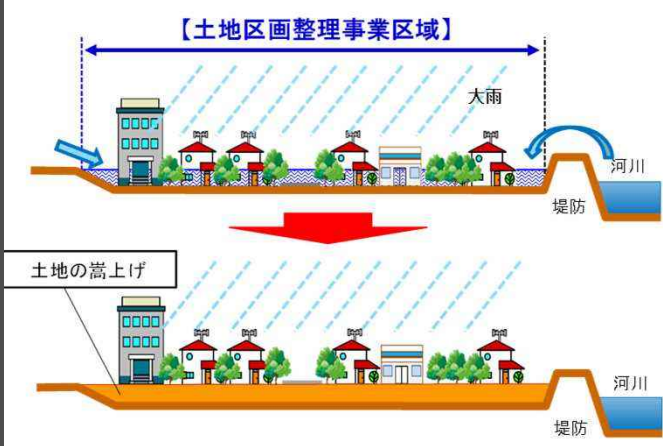
災害リスクの高い地域からの移転

**拡充内容**  
 防災指針に即して、災害リスクの高い地域から移転する場合、施行地区要件：「居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下」の適用を除外する。

都市再生区画整理事業

○居住エリアの安全性強化

防災指針に則して浸水対策として土地の高上げを行う土地区画整理事業について、エリア単位での一時移転を行う際に必要な移転補償費（別地区への一時移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る。）を支援対象に追加する。



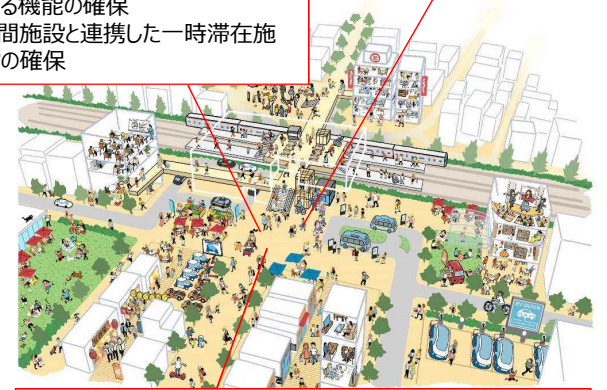
浸水対策として行う土地の高上げイメージ

都市・地域交通戦略推進事業

○災害に強い駅まち空間の再構築

多くの人々が集まる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、防災力強化に向けた計画の作成を支援対象に追加するとともに、地域の防災力強化に資する駅まち空間の整備等について、防災・安全交付金により支援する。

- 災害時に必要な機能の確保**
  - 一時滞在空間や災害支援拠点として活用可能な空間整備
  - 安全な避難経路の確保
  - エネルギー供給、情報発信等に係る機能の確保
  - 民間施設と連携した一時滞在施設の確保
- 代替輸送手段の確保**
  - シェアモビリティの導入
  - 民間施設や多様なモビリティと連携したルール・システムの構築



- 適切な避難行動の促進**
  - 人流シミュレーションに基づく避難計画・誘導方針の策定
  - 避難動線を考慮したデジタルサイネージの設置
  - ライブカメラ等によるリアルタイム混雑状況等の発信

地域の防災力強化に資する駅まち空間の再構築イメージ

## (3) 盛土による災害の防止の推進

都市防災総合推進事業、盛土緊急対策事業 防交 8,313億円の内数

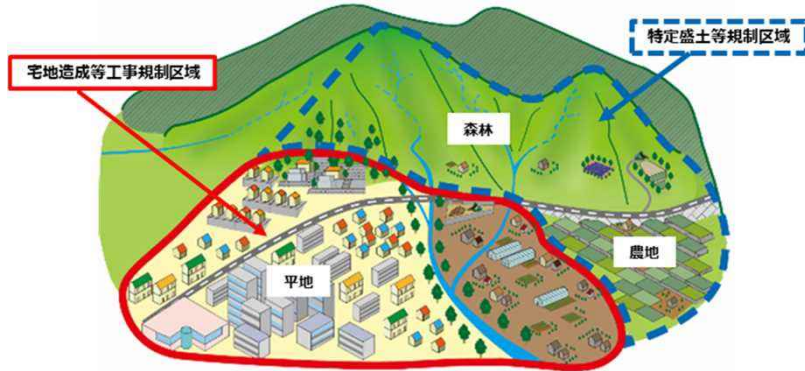
※令和4年度第2次補正予算 都市防災総合推進事業・盛土緊急対策事業 6.9億円の内数

盛土規制法（公布：令和4年5月27日、施行：令和5年5月26日）に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域の指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組が円滑に行われるよう支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

### 基礎調査の速やかな実施に向けた支援

盛土規制法では、都道府県等による規制区域の指定に際して、土地の地形・地質の状況等を調査する基礎調査を実施することとなり、都道府県等による早期の取組を促すため、令和4年度から調査費への支援が可能となっている。

【規制区域のイメージ】



今後、基礎調査が速やかに行われることで、早期に規制区域の指定がなされるよう、都道府県等の取組を集中的に支援する必要がある。

また、今後、都道府県等において、定期的に既存盛土の分布や安全性等を調査する基礎調査を実施することが必要であり、これについても支援する必要がある。

### 都市防災総合推進事業

#### 【拡充】

- 都道府県等が実施する基礎調査に要する費用について、**令和6年度までに限り、国費率1/3から1/2へ嵩上げ**
- 都道府県等が実施する基礎調査の支援対象として、「**既存の危険な盛土の把握のために必要な調査**」を行う場合も追加（明確化）

### 危険な盛土の安全対策等に対する支援

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、全国で実施した盛土の総点検により把握された危険な盛土については、早期に盛土の安全性把握調査や安全対策等が行われ、速やかに安全性の確保が図られるよう、国がその費用の一部を支援している。

#### ○ 盛土緊急対策事業による支援内容

- ・ 盛土の安全性把握調査
- ・ 盛土の防災対策（応急対策）
- ・ 盛土の撤去事業
- ・ 盛土の崩落対策事業

【盛土撤去工事のイメージ】



盛土規制法の施行後は、規制区域内における盛土等の行為には許可を要することとなるが、今後、危険な盛土が行われ、その行為者等が改善命令に従わない場合等は、都道府県等が必要な盛土の安全対策を行わねばならず、そのような取組を支援する必要がある。

### 盛土緊急対策事業

#### 【拡充】

- 令和3年度実施の「**盛土の総点検**」後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土に対する安全対策等についても、支援対象として追加

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

### (1) まちづくりと公共交通との連携による持続可能な交通軸の形成

コンパクトシティ形成支援事業	補助	5.0億円(0.92倍)
まちづくりDX先導調査	調査	2.0億円(皆増)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.11倍)
	社総交	5,492億円の内数 等

※令和4年度第2次補正予算 コンパクトシティ形成支援事業 1.0億円。合計6.0億円 (1.10倍)

持続可能な多極連携型のまちづくりの実現には、都心拠点や地域生活拠点の充実に加え、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保が必要。公共交通の活性化にあたっては、土地利用や拠点形成を含めたまちづくりとの連携が不可欠であるため、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸を形成するための取組を推進する。

構想・計画策定

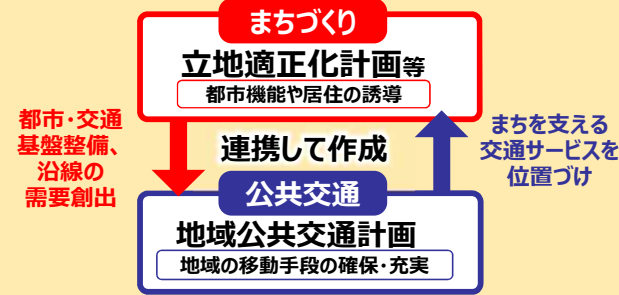
#### コンパクトシティ形成支援事業

- 地域公共交通計画との連携により、都市機能・居住の誘導と公共交通軸の形成が連動した効果的な立地適正化計画の策定を支援

#### 公共交通まちづくりDXモデル調査

- デジタル技術を活用し、各種データに基づき、まちづくりと公共交通の变革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施

法定協議会などにおける、地域一丸となった検討・協議



#### 【関連事項】

- 地域公共交通再構築事業 (総合政策局)
- ・ 地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設。

#### 都市・地域交通戦略推進事業

##### 【既存制度】

多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラの整備について支援



施設整備等

#### 【制度拡充内容】

まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置づけた場合に、

- 当該公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間 (レール・架線等) の整備を支援対象に追加
- 公共交通軸の形成に必要な交通施設整備について、交通事業者が主体となる場合にも補助率を嵩上げ (1/3⇒1/2)

※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援



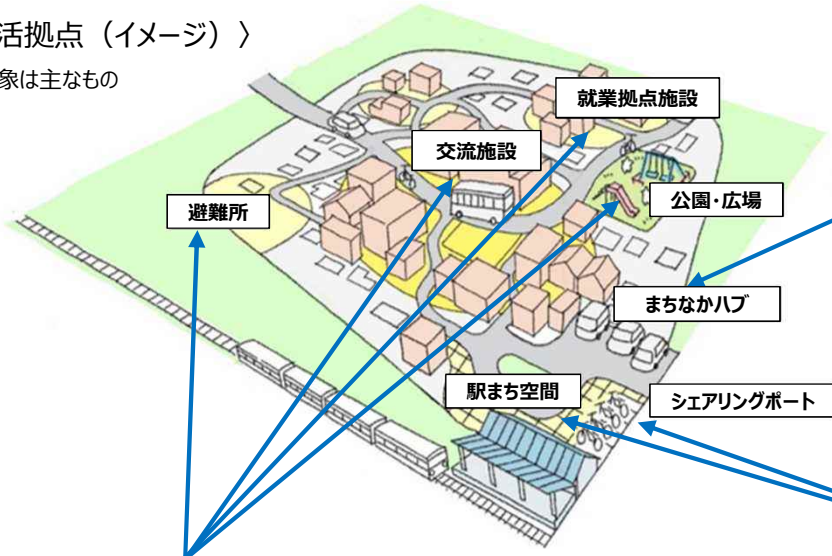
## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

### (2) 日常生活を支える地域生活拠点の形成

多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォーカブル空間の形成を推進する。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



#### 滞在・交流の促進 【まちなかウォーカブル推進事業】

##### ○地域生活拠点における滞在・交流空間の形成への支援

日常生活を支える地域生活拠点において、滞在の快適性の向上に資する公共空間の整備や既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進。

・地域住民、来街者、関係人口等の多様な人々の滞在・交流を促進するため、既存建造物の活用による、デジタル技術の利用環境を備えた、人々が集い憩う施設（まちなかハブ）の整備を支援対象に追加。



多様な人々が集う施設（イメージ）

#### 都市機能の誘導・整備等 【都市構造再編集中支援事業】

##### ○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

立地適正化計画に基づき市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



都市機能の整備  
(交流施設、病院、学校、図書館等)



公共公益施設の整備  
(道路・公園・広場等)



防災力強化の取組  
(避難所の整備・改修等)

#### アクセス性の向上 【都市・地域交通戦略推進事業】

##### ○モビリティサービスの充実への支援

- ①新たなモビリティの普及への対応
  - ・シェアリングポート等を含めた自転車駐車をエリア全体で一体的に整備する場合、駐車台数の要件を撤廃。
- ②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備
  - ・バリアフリー交通施設整備を単独で行う場合、全体事業費の下限額の要件を撤廃。
- ③駅まち空間の再構築
  - ・駅舎の地域拠点施設への改修や減築等による再整備を支援対象に追加。



シェアサイクルの整備  
(岡山県岡山市)



改築した駅舎に観光案内所を併設  
(奈良県奈良市)

## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

### (3) 都市圏全体での実効性のあるコンパクト化の推進

都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援する。

都市構造再編集中支援事業	補助	700.0億円(1.00倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	5.9億円(1.68倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.11倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業	社総交	5,492億円の内数

#### 都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業



#### 都市計画区域外における地域生活拠点の形成に対する支援

##### ○都市計画区域外の地域生活拠点を、施行地区に追加。

- ・都市計画区域外における地域の拠点となる区域  
(A市の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分)

かつ

- ・「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」又は「市町村管理構想・地域管理構想」に位置付けられた区域

【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業】

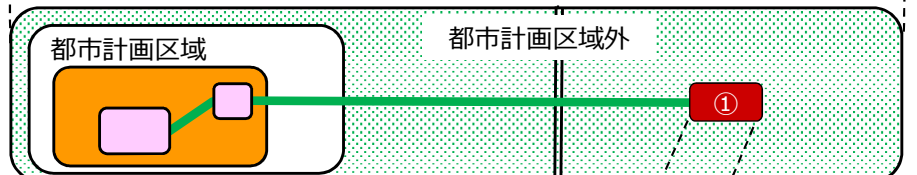
##### ○医療施設など日常生活に必要な機能（誘導施設相当施設）を新たに基幹事業に追加。【都市再生整備計画事業】

※「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」とともに作成し、整合が図られている場合、**重点配分**。

【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】



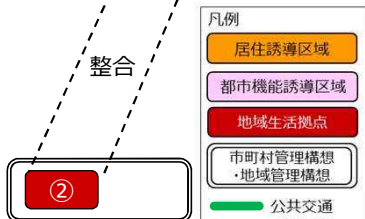
【立地適正化計画と市町村管理構想・地域管理構想の連携の例】



A市・B市で「**広域的な立地適正化の方針**」を策定  
(地域生活拠点に係る方針を位置付け①)

+

B市が「**市町村管理構想・地域管理構想**」を策定  
(地域生活拠点を明示的に位置付け②)



#### 都市圏全体での公共交通ネットワークの形成に対する支援

##### ○都市計画区域外の地域生活拠点と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワークを支援対象に追加し、当該事業における補助率を高め\* (1/3→1/2)。【都市・地域交通戦略推進事業】

\*都市計画区域外の地域生活拠点で実施する事業も高上げの対象 (1/3→1/2)。



## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

### (4) 適正規模での市街地整備事業の促進

市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市再生整備計画事業 社総交 **5,492億円の内数**  
 防安交 **8,313億円の内数**  
 都市構造再編集集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**

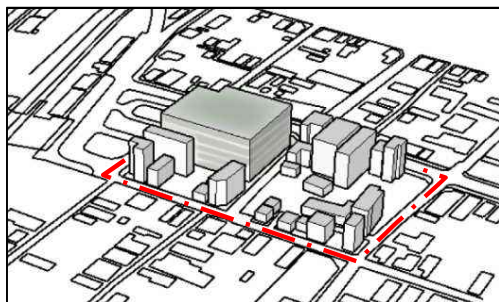
都心拠点に加え、日常生活の拠点となる身近な地域生活拠点の充実を図るため、既存ストックを有効活用した施設整備や点在する低未利用地の集約・再編など、地域の需要に見合った効率的な市街地整備事業を促進する。

#### 既存建築物を活用した市街地再開発事業等への支援

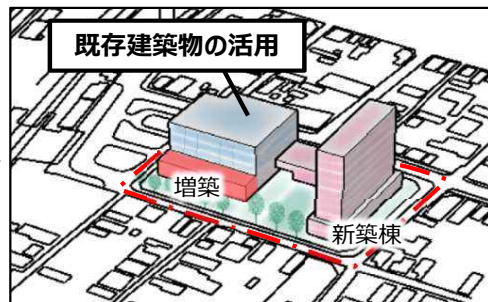
地域の需要に見合った適正規模での市街地再開発事業等を推進するため、既存建築物を活用する場合の建物状況調査及び曳家移転に要する費用を補助対象に追加。

##### <既存建築物の活用イメージ>

従前



従後



#### 低未利用地等を集約する小規模土地区画整理事業への支援

地域生活拠点の形成を促進するため、都市機能誘導区域内において、地権者の同意に基づく申出換地により低未利用地等を集約・再編し誘導施設を導入する小規模土地区画整理事業について、支援を強化。

##### <地域生活拠点形成のイメージ>

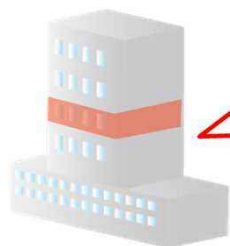


申出換地による  
土地の集約・再編



#### 都市構造再編集集中支援事業等による高次都市施設整備の推進

地域生活拠点の充実を図るため、地方公共団体等が小規模な再開発等で創出した床を高次都市施設（地域交流センター等）として購入する場合の面積要件（延べ床面積が概ね1,000m<sup>2</sup>以上）を撤廃。



小規模な再開発

高次都市施設として床を取得（イメージ）



#### 持続的なエリアマネジメントを行う市街地再開発事業等への支援

- 長期にわたり持続的に活用されるための取組（予備認定、CASBEE評価認証、エリアマネ協定）を行う市街地再開発事業の国費率を嵩上げ。あわせて、包括積算方式の階数別乗率を変更。
- 都市再開発支援事業における計画コーディネート業務（計画立案・調整）の実施主体に都市再生推進法人及びまちづくり会社を追加。



都市再生推進法人が活動する再開発ビル（愛知県名古屋市）

## 2. 多様なライフスタイルを支える持続可能な多極連携型まちづくり

### (5) 公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化

都市構造再編集中支援事業 補助 700.0億円(1.00倍)

持続可能な都市構造の実現に向けて、ストックの適正な集約・管理を図りつつ、多極連携型まちづくりを推進するため、「公共施設等総合管理計画」による公共施設集約化と「立地適正化計画」による都市機能誘導が連携した取組に対する支援を強化する。

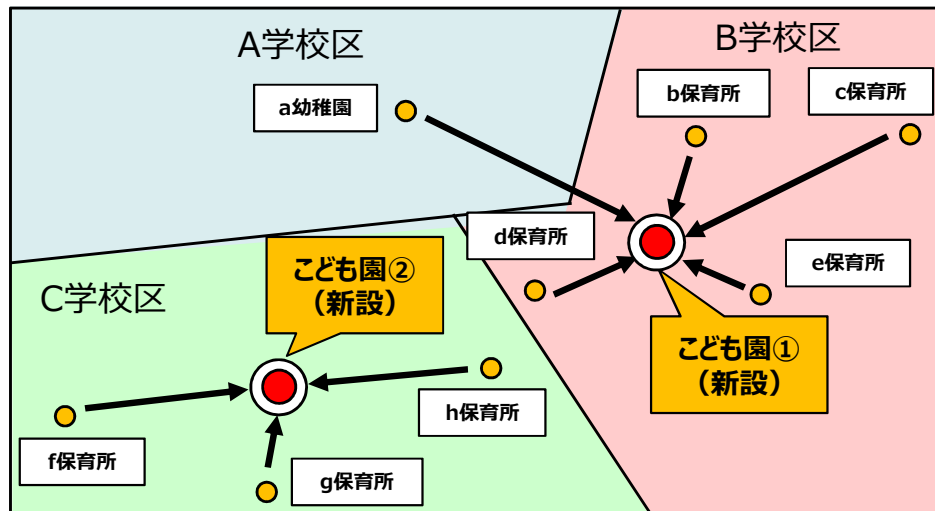
#### 都市構造再編集中支援事業

#### ○公共施設等総合管理計画と連携した都市機能の更なる集約化への支援

公共施設等総合管理計画に位置づけられた誘導施設を移転・統廃合により整備する場合において、以下の全ての要件を満たすときは、**誘導施設整備の支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」の適用を除外**。

- ① 移転・統廃合後の全ての誘導施設の総延床面積 < 移転・統廃合の対象となる従前施設の総延床面積
- ② 移転・統廃合後の全ての誘導施設数 < 移転・統廃合の対象となる従前施設数

#### 【事例】公共施設等総合管理計画に基づくストックの集約・管理（富山県小矢部市）



a幼稚園  
b保育所  
c保育所  
d保育所  
e保育所

集約化

こども園①  
(新設)

f保育所  
g保育所  
h保育所

集約化

こども園②  
(新設)



### 3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

官民連携まちなか再生推進事業 補助 **3.2億円(0.92倍)**

## (1) 地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の強化

※令和4年度第2次補正予算 官民連携まちなか再生推進事業 2.0億円。合計**5.2億円 (1.50倍)**

地方都市におけるまちなかの魅力の低下等による若年層の流出、大都市における国際競争力の相対的低下等の課題に対応するため、地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力を強化することが必要となる。

地方都市においては、イノベーションや新たな産業の創出を促進するため、多様な主体の連携による取組等を新たに支援するとともに、大都市においては、日本や地方都市の魅力を世界に発信する取組等への支援を強化する。また、地方都市と大都市との交流・連携を進めるプロジェクトに対して重点的に支援を実施する。

### 地方都市イノベーション拠点形成事業の創設

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくりへの支援を図るため、官民連携まちなか再生推進事業において、地域企業や行政、大学等の多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる、ビジョンの策定、実証実験、大学等と連携した起業支援等の取組を総合的に支援する「地方都市イノベーション拠点形成事業」を創設。

#### 地方都市イノベーション拠点形成事業

##### ビジョンの策定



多様な主体が参画するエリアプラットフォームによるビジョンの策定

##### 支援内容

地域企業や行政、大学等が集う多様な主体によるエリアプラットフォームの運営や活動エリアのビジョン策定を支援



#### 地方都市

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくり（ソフト事業）を総合的に支援

##### 社会実験



次世代モビリティなど新たなツールによる生活利便性の向上等に資する実証実験

##### 支援内容

エリアプラットフォームを構成する地域企業等が行うイノベーションの創出に向けた実証実験を支援

##### 大学等と連携した起業支援



行政・大学・金融機関が連携した新興企業支援の連携協定の締結

##### 支援内容

まちづくりに資する大学発スタートアップ等の起業活動支援プログラムの運営や起業をサポートする専門家の派遣等の取組を支援

##### データ活用



カメラ・センサーの設置による人流データの取得・活用

##### 支援内容

エリア内で展開する各種サービスの質の向上を促進するために必要なデータの取得・活用等の取組を支援

#### 交流・連携



#### 国際競争力強化拠点形成事業



#### 大都市

日本や地方都市の魅力を世界に発信するためのシティプロモーション等の取組に対する支援を強化

##### シティプロモーション・情報発信



TOKYO TORCH（東京駅前常盤橋プロジェクト）では、新潟県小千谷市との連携による「錦鯉が泳ぐ池」など、国内外からの来訪者に向けて地域の魅力を発信するため、全国の地域と連携した取組を実施

**選定されたモデルプロジェクト（次ページ参照）に対して重点的に支援**

## <参考> インキュベーション施設等都市間連携プロジェクトへの支援

### ①モデルプロジェクト選定のねらい

- インキュベーション施設等を介して地方都市と大都市との交流・連携を図ることで、地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力の相乗的な強化を実現するモデルプロジェクトを選定する。

### ②選定要件

- 交流・連携の場となるインキュベーション施設等の活用を通じた取組であること
- 多様な主体が参画する場（エリアプラットフォームなど）の構築が図られている、もしくは予定されていること 等

### ③支援メニュー

- 【ソフト】 連携ビジョンの策定、社会実験、シティプロモーション等  
→ 官民連携まちなか再生推進事業
- 【ハード】 交流の拠点となるインキュベーション施設整備や周辺インフラ整備等  
→ 国際競争拠点都市整備事業  
都市再生整備計画事業  
都市構造再編集中支援事業  
まちなかウォークブル推進事業  
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 等

## 地方都市と大都市との交流・連携の取組に対して重点的に支援

### <交流・連携の取組イメージ>

#### ビジネス構想の作成

地方発の企業が、大都市との連携を通じ、ビジネスを拡大するための構想を作成



地方都市

#### 実証実験

大都市の企業等へ事業化に向けた実証実験を実施するためのフィールドを提供



AI乗合オンデマンド交通の実証実験（イメージ）

- 地方の魅力の発信によるヒト・モノ・カネ・情報の集積を促進
- 実証データ活用による事業・サービスの質向上に寄与



大都市

#### 世界への情報発信

地方の魅力等を世界へ情報発信することで、海外企業やクリエイティブ人材を誘致

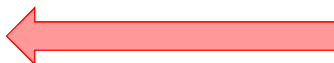
#### ヒト・モノ・カネ・情報の活用

大都市の都市機能を活かして、ヒト・モノ・カネ・情報の集積を図り、地方発のイノベーションを成長・発展



多様な企業等が参加するピッチイベントの開催（イメージ）

- 専門家によるビジネスサポート
- ピッチイベントの開催等による協業先とのマッチング促進



### 3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

民間都市開発推進資金 融資 貸付 **24.0億円(1.20倍)**  
まちづくりファンド支援事業 補助 **1.0億円(1.00倍)**

## (2) 地方都市のイノベーション力の強化に資する民間都市開発の推進

地方都市のイノベーション力の強化のため、民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援を通じ、民間資金を活用しつつ、イノベーション創出やデジタル技術の社会実装に資する施設の整備を伴う民間都市開発事業を推進する。

共同型都市再構築事業やまちづくりファンド支援事業（共助推進型）において、支援対象の拡充等により交流・連携施設や情報化基盤施設等の整備に対する支援を強化し、地方都市におけるイノベーション拠点となる場づくりを推進する。

### 共同型都市再構築事業（民間都市開発推進資金融資）

地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民都機構が長期で安定的な資金を供給する。

#### イノベーション創出に向けた支援

- インキュベーション施設等の「交流・連携施設」の整備を伴う事業を支援対象に追加する。

(支援イメージ)

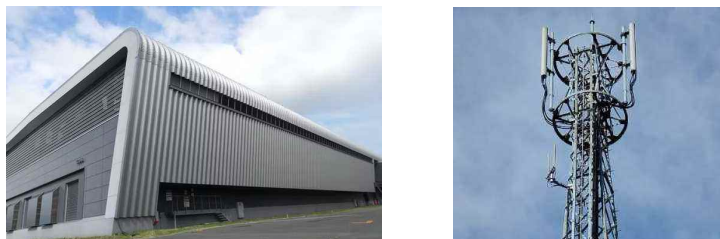


インキュベーション施設

#### デジタル技術の実装に向けた支援

- データセンター等の「情報化基盤施設」の整備を伴う事業を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



データセンター

5G基地局

### まちづくりファンド支援事業（共助推進型）

一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動に対し、民都機構と地方公共団体が共同で設置するまちづくりファンドを通じて支援を行う。

#### イノベーション創出に向けた支援

- コワーキングスペース等の「交流・連携施設」を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



コワーキングスペース

#### デジタル技術の実装に向けた支援

- AIカメラ、人流センサー等の「情報化基盤設備」を支援対象に追加する。

(支援イメージ)



AIカメラ、人流センサーを備えたスマート街路灯



デジタルサイネージ

#### 支援額の充実化

- 民都機構からまちづくりファンドに対する支援限度額について、1億円の上限を撤廃し、地方公共団体が個人または法人からの寄付金を財源として行う資金拠出の額と同額へ変更する。

### 3. 地方都市と大都市の交流・連携による新たな都市再生

国際競争拠点都市整備事業 補助 **130.0億円(1.00倍)**  
メザニン支援事業 政府保証 **450.0億円(1.00倍)**

## (3) 国際競争力強化のための都市再生の推進

※令和4年度第2次補正予算 国際競争拠点都市整備事業 5.5億円(5.7億円の内数)。合計**135.5億円(1.04倍)**

諸外国において、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、大都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進する。

### 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

#### 支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備 ⑤市街地再開発事業
- ⑥土地区画整理事業 ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

#### 〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（うめきた地区）



2020年12月時点のイメージベースであり、今後変更となる可能性があります。  
(提供：うめきた2期地区開発事業者)

大規模未利用地（貨物駅跡地）において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

### 優良な民間都市開発事業の推進（国土交通大臣認定制度）

国際性豊かな都市機能を整備し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

#### 支援内容

- 金融支援  
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援  
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

※地方都市においては事業区域面積要件を緩和（原則1.0ha→0.5ha）

#### 〈支援事例〉



虎ノ門・麻布台地区  
第一種市街地再開発事業  
(東京都港区)

約20,000㎡のオープンスペースを整備し、国際性豊かな緑とろっいのある複合市街地を形成



天神ビジネスセンター  
(福岡県福岡市)

回遊性向上のため歩行者ネットワークを強化し、高質なオフィス・商業空間、都市景観を創出

## 4. まちづくりのDX

### (1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 10.5億円(2.10倍)  
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 10.5億円(1.50倍)

※令和4年度第2次補正予算 都市空間情報デジタル基盤構築調査 15.0億円。合計25.5億円(5.10倍)

令和5年度のPLATEAUは、「実証から実装へ」をプロジェクトのコンセプトに掲げ、まちづくりDXのデジタル・インフラである3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムの社会実装の本格化を目指す。

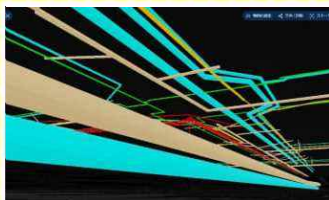
具体的には、PLATEAUと建築・不動産に係るデジタル施策を一体的に進める「建築・都市のDX」や、国によるデータ整備の効率化・高度化のための技術開発、先進的な技術を活用したユースケースの開発等に取り組むとともに、地域の人材育成やコミュニティ支援等の地域のオープン・イノベーションの創出等を推進する。

#### 都市空間情報デジタル基盤構築調査

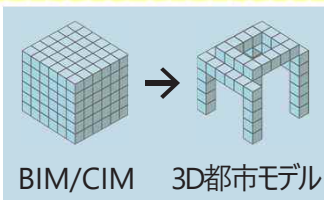
##### データ整備の効率化・高度化

###### ■標準仕様の拡張（データ整備の高度化）

デジタルツインの社会実装を実現するため、3D都市モデルの標準データモデル（PLATEAU標準仕様）を更に拡張する。



台帳、CAD、計測データ等を用いた高精度な地下構造物や土木構造物の標準仕様策定及びデータ作成実証、ユースケース開発

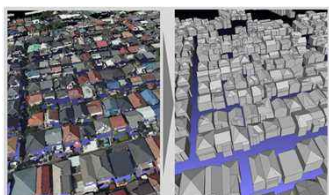


BIM/CIM 3D都市モデル

BIMモデルを用いた高精度な3D都市モデル（LOD4）作成のための情報交換要件（変換ルール）の開発、データ作成実証、ユースケース開発

###### ■標準作成手法の発展（データ整備の効率化）

地方公共団体におけるデータ整備を推進するため、低コスト・短周期・高精度のデータ作成手法を開発する。



AI等を活用した3D都市モデルの自動生成ツールの開発・発展



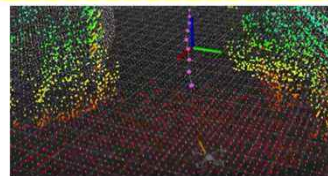
スマホを活用したクラウドソーシング型データ整備スキームの開発

##### ユースケース開発

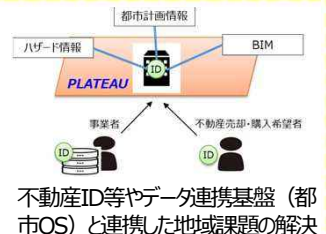
###### ■先進的な技術を活用したユースケース開発

地域の課題解決や価値創出につながる先進的な技術を活用したユースケースを開発する。

「建築・都市のDX」



3D都市モデルとBIMを活用したドローン等の自律飛行システム



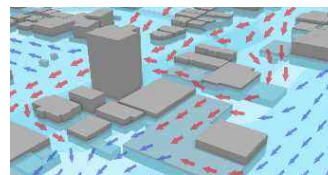
不動産ID等やデータ連携基盤（都市OS）と連携した地域課題の解決



AR、VR、リアルメタバース等の先進的な技術を活用した新たなサービス提供



都市の変化を予測する都市開発シミュレーション



3D都市モデルを活用した浸水シミュレーションに基づく防災まちづくり



エネルギー需給のシミュレーションによる地域脱炭素の推進

##### 地域における社会実装

###### ■地域のオープン・イノベーションの創出

デジタル技術を活用した地域の課題解決、住民参加、イノベーション創出等を推進する。



PLATEAUのオープンデータを活用したこれまでにないソリューション創出のため、ハッカソン、アプリコンテスト、アクセラレーションプログラム等を実施

地方公共団体のケイパビリティ向上や民間人材のすそ野拡大などを狙った官民のデジタル人材の育成プログラムの開発・実施

###### ■全国データのオープンデータ推進/流通性向上

自治体によるデータ登録・データ更新等を可能とするシステム（PLATEAU VIEW2.0）の運用・改修や、開発者向けツールの開発を推進する。



PLATEAU VIEW2.0

自治体によるデータ整備・登録

データ管理（CMS）

公開・庁内共有・活用



## 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

- 地方公共団体による3D都市モデルのデータ整備・更新、活用等を支援する「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」により3D都市モデルの全国整備、地域における社会実装に向けた取組を一層推進。
- 令和5年度より、早期の社会実装を強力に後押しするため、上限1,000万円の定額補助（早期実装タイプ）を創設。

### 補助対象事業

#### ■ 3D都市モデルの整備経費

- ✓ 3D都市モデルの整備、3D都市モデルの整備に必要な元データの整備、作成データを可視化するためのシステム導入・改修等

#### ■ 3D都市モデルの活用経費

- ✓ 3D都市モデルを活用したユースケースの実装に必要な分析・シミュレーションやアプリ開発、政策活用等

#### ■ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進経費

- ✓ 専門家派遣やワークショップ・ピッチイベントの開催、関連情報のデジタル化やGISシステムの導入・改修等



### 補助率

【通常】 定率1/2（通常タイプ）

【拡充】 上限1,000万円の定額補助（早期実装タイプ※）

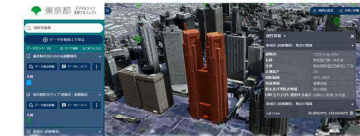
※事業初年度に限る（2年目以降は通常タイプによる支援）。

早期に課題解決や新たな価値創造が図られる事業計画が選択可能。

### 地方公共団体による3D都市モデルの社会実装

（3D都市モデルの自律的な活用事例）

デジタルツイン実現プロジェクト サイト説明【3Dビューア】  
PLATEAUのデータも利用し、各種データ等を重畳



デジタルツイン実現プロジェクト（東京都）

- 東京都のデジタルツインを実現し、都政の様々な領域で活用

3D都市モデル 一般公開へ

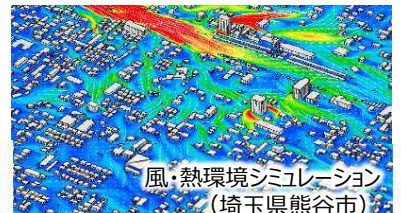


くらしマップおかや（長野県岡谷市）

- 洪水や土砂災害のハザードマップを三次元で一般に提供



- 3D都市モデルに住民情報を紐づけ、救助オペレーション等に活用



- 通風や熱環境等を踏まえたスマートタウン開発の適地選定に活用



- ゲームに3D都市モデルを読み込み、まちづくり教育に活用



- 浸水想定区域図等を三次元表示し、住民説明や防災施策検討に活用

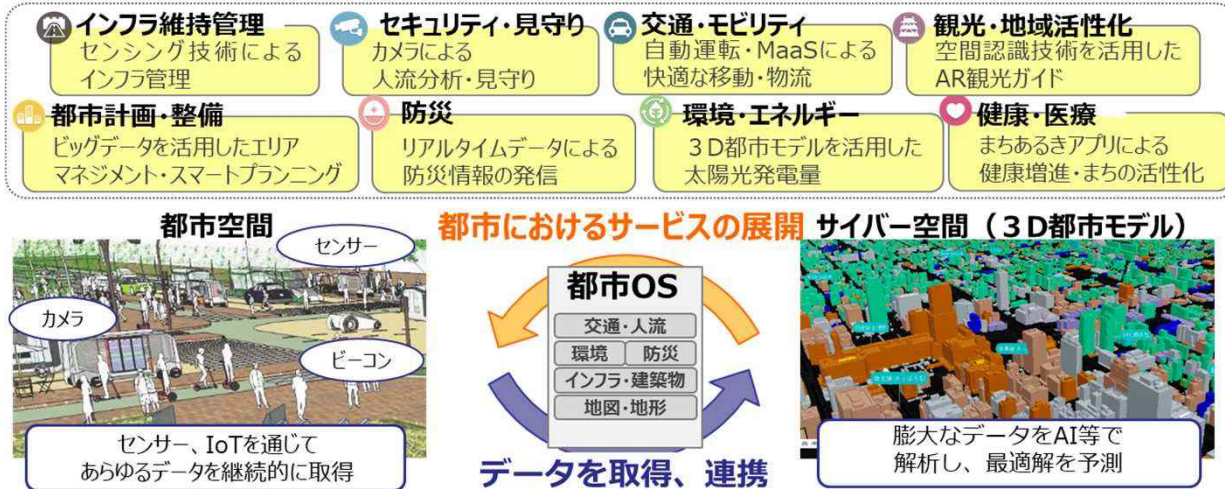
## (2) スマートシティの実装化の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 **2.8億円(1.06倍)**

※令和4年度第2次補正予算 スマートシティ実装化支援事業 1.2億円。合計**4.0億円 (1.51倍)**

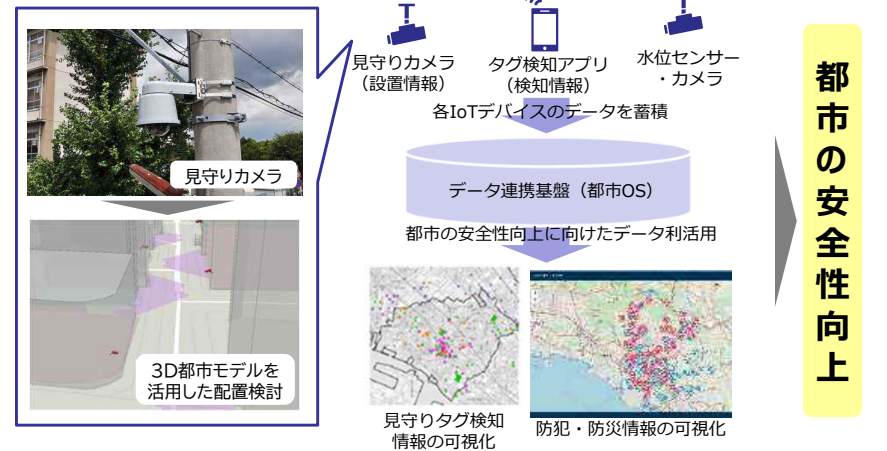
デジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、複数サービス・分野間で連携した先進的な都市サービスの実証事業を支援する。さらに、早期にまちへの実装を目指す取組等を行う先進地区を対象とした「都市サービス実装タイプ」を創設し、重点的な支援を実施する。

### スマートシティの概要



### 【事例（兵庫県加古川市）】

多様なIoTデバイスのまちなかへの配備に加え、データ連携基盤の活用・3D都市モデル（Project PLATEAU）との連携等により、安全で安心なまちづくりを核とした地域課題の解決を図るスマートシティサービスを実装。



### ■ 都市サービス実装タイプの創設（スマートシティ実装化支援事業）

#### 通常タイプ

補助対象	実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業
支援条件	①民間事業者等・地方公共団体を構成員に含むコンソーシアムであること ②都市・地域のビジョン、取組内容等を記載した「スマートシティ実行計画」を策定、コンソーシアムがHPに公開していること
補助率	定額補助（上限2,000万円） ※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

#### 都市サービス実装タイプ（R5拡充）

補助対象	実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスについて <b>早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業</b>
支援条件	①② 左と同じ <b>③早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業であること</b> <b>④スマートシティ実装計画（複数年にわたる計画も可）を定めること</b>
補助率	定額補助（ <b>上限5,000万円</b> ） ※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

**100地域における技術実装（2025年度政府目標）を目指す**

## (3) まちづくりDXの全国展開に向けた環境整備の推進

まちづくりDX先導調査 調査 2.0億円(皆増)

まちづくりDXの全国的な展開に向けて、公共交通と連携したまちづくり、3D都市モデルやスマートシティの取組とともに、官民のまちづくりデータの利用促進や都市空間のDXなど、基盤となる技術開発や全国的な利用環境整備を先導し、まちづくりDXの環境整備を行うための調査（まちづくりDX先導調査）を実施する。

### まちづくりDX先導調査

まちづくりDX実現のための調査を国が一元的・横断的に実施

#### 公共交通まちづくりDXモデルの構築

- デジタル技術を活用し、各種データに基づくまちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組を推進し、全国への横展開を図る
- まちづくりと公共交通の将来像を定量的データに基づき議論し、MaaS等のデジタル技術の活用による各交通モードの連携、および持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた施設整備等を行うための実践的なモデルを提示



#### デジタル技術による都市空間の再構築

- バス専用道や駐車場等における自動運転技術の早期導入に向けた、走行空間や手動・自動の切替に必要な設備、安全性等に関する検討
- 事前復興まちづくり計画策定におけるデジタル技術活用等による防災まちづくりの取組のDX化等の推進
- スマートシティモデルプロジェクトの先進事例の体系的な整理と官民連携プラットフォームによる自治体へのノウハウ支援、官民のマッチング支援等による全国横展開



#### まちづくりデータのオープン化

- パーソントリップ調査等の様々なデータを集約・オープン化
- 自治体職員自らが調査データを簡易分析でき、分析結果の可視化が可能なツール開発
- 各地域の都市活動データを活用した都市政策の検討事例の集約

- 各都市圏でのパーソントリップ調査
  - 全国都市交通特性調査
  - 三大都市圏物資流動調査
- 等

その他都市活動データ

オープンデータ化

自治体

民間企業

大学等

都市活動データの把握・解析

#### エリアマネジメントの高度化

- エリアマネジメントを実施する地域団体が、人流データ等定量データを取得・分析・管理し、効果的なマネジメントを行うための手法の検討

# (1) エネルギーの効率的な利用によるグリーン化の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 130.0億円(1.00倍)

大都市の業務中枢拠点における国際競争力をより一層高めるため、市街地整備と一体となった面的エネルギーの整備を加速化させ防災性の向上を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの効率的な利用により、まちづくりにおけるグリーン化を推進する。

このため、都市開発事業等と一体的に実施されるエネルギー導管等の整備と合わせたエネルギー供給施設の整備に対して支援を行い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進する。

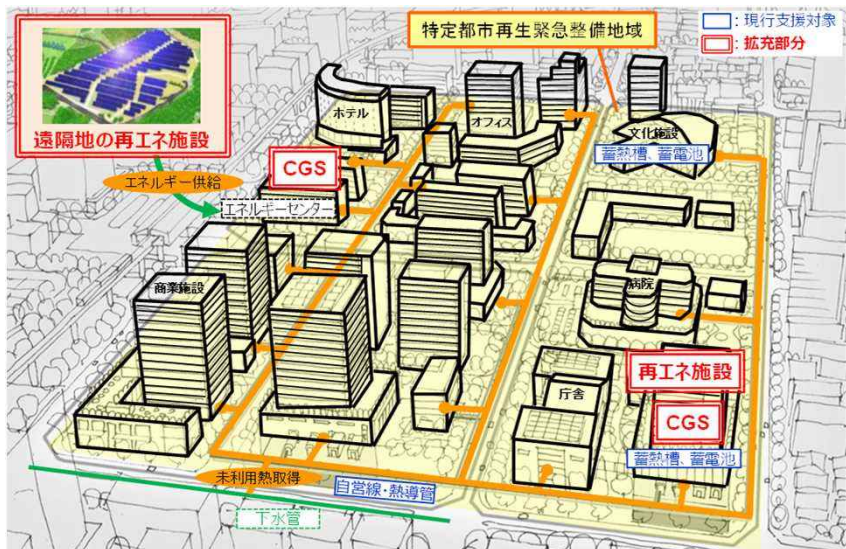
## 国際競争業務継続拠点整備事業

災害時における電気・熱の安定供給による防災性向上や、エネルギー需要やピークの平準化によるエネルギーの効率的な利用に資するエネルギー面的利用の推進を加速化するため、下記の実施への支援を強化する。

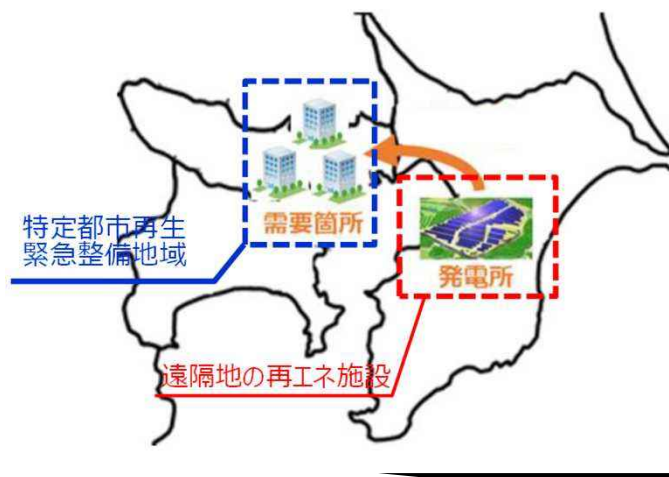
### 拡充

- エネルギー導管を活用し、複数の建物にエネルギーを供給するためのエネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、CGS等）の整備を支援対象に追加。
- エネルギーの面的利用を行う特定都市再生緊急整備地域に対してエネルギーを供給する遠隔地の再生可能エネルギー施設の整備等も支援対象に追加。

### <支援イメージ>



### <遠隔地における取組イメージ>



### <支援対象イメージ>



再生可能エネルギー施設  
(太陽光発電施設 等)



コージェネレーションシステム  
(CGS)

都市開発事業等と一体となったクリーンで効率的なエネルギー利用の推進

## 5. まちづくりのグリーン化の推進

### (2) 都市公園等におけるカーボンニュートラルの推進

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	3.3億円(1.32倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	5,492億円の内数
	防安交	8,313億円の内数
国営公園等事業	直轄	248.8億円(1.03倍)

※令和4年度第2次補正予算 国営公園等事業 2.4億円(47.1億円の内数)。合計251.1億円(1.04倍)

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の取組を推進し、新たな緑化空間の創出を図る。

また、都市公園において、太陽光発電施設の更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

#### グリーンインフラの社会実装 【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】

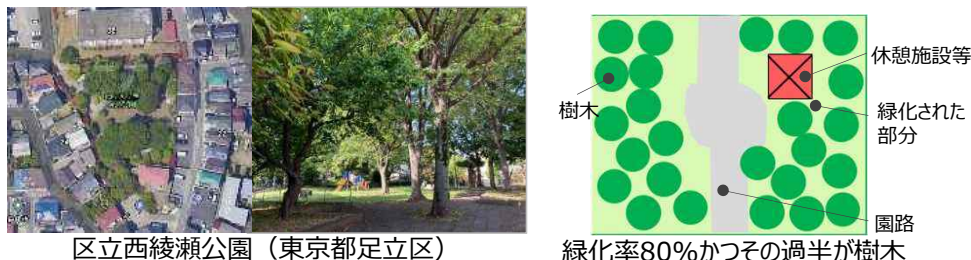
- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進する。
- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物についての屋上緑化等の取組を推進する。



#### CO<sub>2</sub>吸収源となる都市公園整備の推進 【都市公園・緑地等事業】

- 脱炭素先行地域等において、樹木等の有するCO<sub>2</sub>の吸収や排出抑制効果を活かし、CO<sub>2</sub>吸収効果の高い樹木主体の都市公園の整備を推進する。

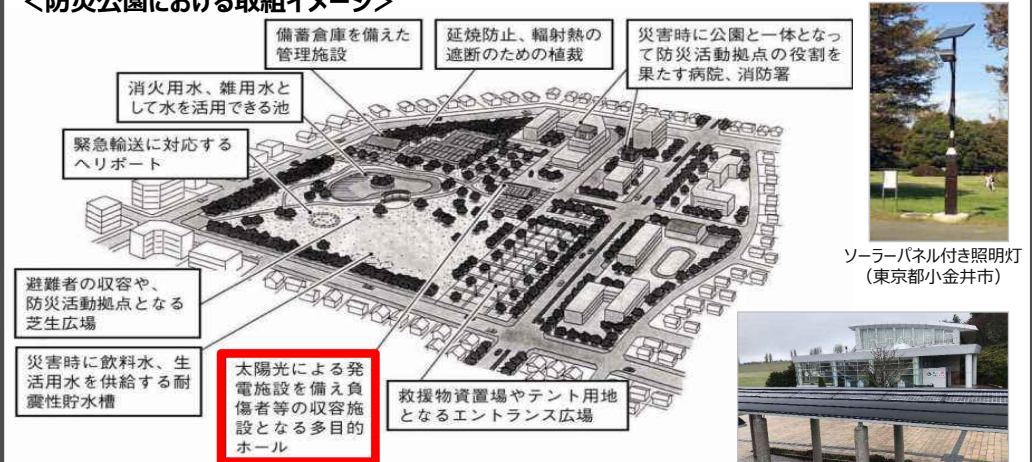
##### <樹木主体の公園のイメージ>



#### 再生可能エネルギー導入の推進 【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

##### <防災公園における取組イメージ>



- Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入の推進を図る。
- 国営公園においては、再生エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。



園内通路の屋根を活用した太陽光発電施設の設置イメージ



海の中道海浜公園 (福岡県福岡市)

## 5. まちづくりのグリーン化の推進

### (3) 官民連携の強化等による公園整備・管理運営の推進

都市公園・緑地等事業	社総交	5,492億円の内数
	防交交	8,313億円の内数
国営公園等事業調査	調査	3.7億円(1.45倍)
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	補助	32.8億円(1.09倍)

新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、都市公園における公共施設等運営事業の活用や多様なPPP/PFIモデルの形成を図るため、官民連携による総合的な公園整備・管理運営に対する支援や、国営公園における公共施設等運営事業の導入検討等を行う。

#### PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）に基づく官民連携の強化

##### ○ 都市公園における民間活用の拡大を図るための支援

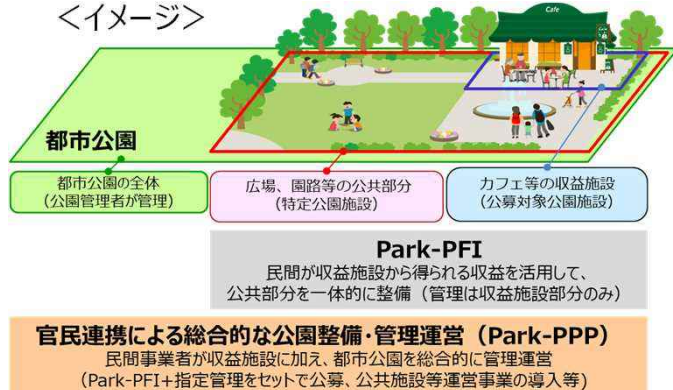
##### ① 官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を支援【都市公園・緑地等事業】

（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析やマーケットサウンディング、PPP/PFI事業の実施方針検討等）

##### ② 公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した案件を重点支援

【社会課題対応型都市公園機能向上促進事業】

<イメージ>



- 【面積要件】  
0.25ha以上
- 【事業要件】  
公共負担が1割以上削減されること（公園全体にコンセッションを導入する場合は除く）
- 【対象事業内容】  
施設整備、用地取得

##### ○ 国営公園における官民連携手法の多様化を図るため、モデルとなる公園を設定し、公共施設等運営事業の導入を検討【国営公園等事業調査】

##### ○ 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進するため、柔軟で質の高い管理運営に資する取組（管理体制の構築、利用ルールづくり、社会実験等）やDXを活用する公園の整備を重点支援【社会課題対応型都市公園機能向上促進事業】

##### ● Park-PFI事業者が総合的に整備・管理運営する公園の例



としまみどりの防災公園（東京都豊島区）

鞍ヶ池公園（愛知県豊田市）

#### PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（抜粋）

##### 2. PPP/PFIの推進施策（1）多様なPPP/PFIの展開 i）新たなPPP/PFI活用モデルの形成

① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP/PFI活用（中略）に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP/PFI活用モデルとして横展開を図る。

② 引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）の着実な導入促進を図る。

##### 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標（2）重点分野と目標 ii）各重点分野における取組 ⑧公園

1 2か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。

・国営公園における公共施設等運営事業については、（中略）広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、（中略）その導入に関して検討を行う。

・公園全体での民間活用の拡大について、調査から整備まで一貫して支援できる仕組みを検討する。

MEMO

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.7億円(1.00倍)**  
 都市開発の海外展開に向けた調査等 調査等 **1.5億円(1.03倍)**  
※上記には、G7都市大臣会合開催経費を含む。

(1) 都市開発の海外展開の推進

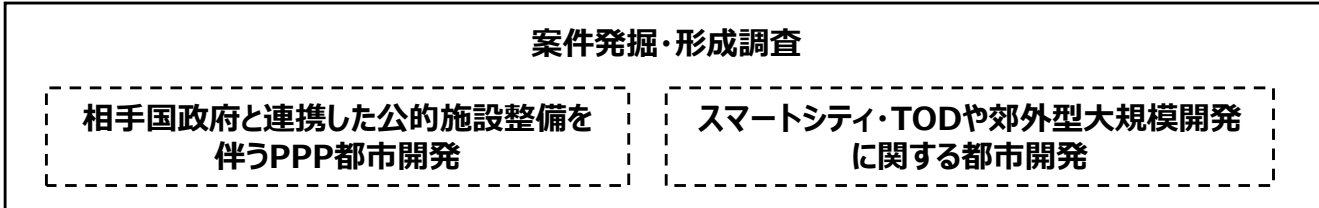
政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に我が国企業が参画できるよう、我が国の強みを発信し、都市開発の海外展開を推進する。併せて、令和5年7月に、香川県高松市においてG7都市大臣会合を開催し、日本の都市政策を世界に発信することで、持続可能なまちづくり等に向けた国際的な議論をリードする。

取組イメージ

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

- セミナー・ワークショップ
- ・開発構想・計画の予備的調査
- ・案件のフィージビリティ調査



↑  
**JOINによる出資案件39件**  
**のうち都市開発案件15件**  
※令和4年12月時点



URが支援するスマートシティ開発  
 (タイ バンスー中央駅周辺都市開発 イメージ図)  
 ※JICA調査報告書より



日本企業が参画したTOD型開発  
 (インドネシア 開発イメージ図)



## 6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

2027年国際園芸博覧会関係経費 補助等 **1.3億円(1.19倍)**  
ドーナ国際園芸博覧会出展調査 調査 **0.1億円(0.83倍)**

### (2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

※令和4年度第2次補正予算 2027年国際園芸博覧会関係経費 0.8億円。合計2.2億円 (1.90倍)

2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に向け、開催準備を着実に進める。具体的には、グリーンインフラの社会実装、ウォークアブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与するよう、本博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助や、日本国政府出展の検討等を進める。

#### 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

##### 2027年国際園芸博覧会の概要

- 開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）  
（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日～9月26日（6か月間）
- 参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
- 会場建設費：約320億円
- テーマ：幸せを創る明日の風景  
～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催者：(公社)2027年国際園芸博覧会協会



##### 会場建設の推進

- 閣議了解（令和3年6月22日）に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担。
- 令和6年度からの本格的な工事着工を目指し、令和5年度は国際園芸博覧会協会が実施する会場基盤の実施設計や施設・建築物の基本設計等に対する補助を実施。

##### 日本国政府出展の検討

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施。
- 令和4年度に策定予定の政府出展基本計画の内容を踏まえ、令和5年度には政府出展基本設計を実施。

##### 国際的な連携・PRの実施

- 国際博覧会に関する条約上の手続を実施するとともに、各国政府等への参加招請活動を開始。
- 博覧会国際事務局総会等において、博覧会の準備状況等を報告。
- 2023年10月からカタール国ドーハで開催予定のA1クラスの国際園芸博覧会において、日本国政府出展の実施にあわせて、2027年国際園芸博覧会のPR活動を実施。

## 6. 都市開発の海外展開・国際園芸博覧会及び首里城復元に向けた取組

### (3) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分）直轄 **47.1億円の内数**

※令和4年度第2次補正予算 国営公園等事業 **3.0億円**（47.1億円の内数）

令和元年10月の火災により正殿等9棟の建物が焼失した首里城について、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向けた取組を進める。

令和5年度は、正殿の本体工事（令和4年11月着工）の整備等を推進する。

#### 正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年度～8年度）を実施。



▲ 正殿工事に向けた仮設施設の整備イメージ

#### 首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討。



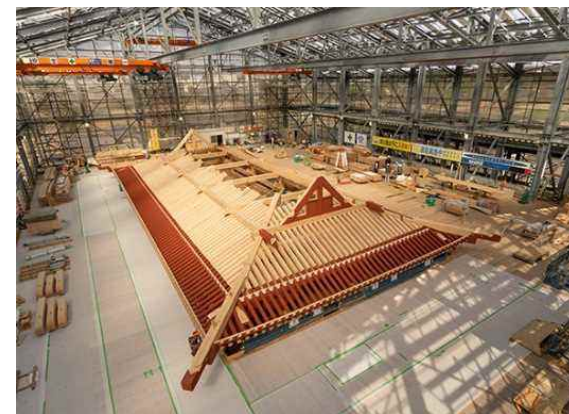
▲ 正殿復元で用いる塗装方法の試行



赤瓦の試作▶

#### 復元過程の公開

- 復元過程の公開の取組の一環として、破損瓦等の撤去や本体工事の様子を安全性を確保しながら一般に公開。



▲ 素屋根内における復元工事の公開イメージ

#### 首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元の一層に対応した施策を推進する。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## V. 令和5年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧

事業名	ページ
<b>防災集団移転促進事業【行政経費：補助】</b>	
・事前移転の場合においては、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている限度額（合算限度額）を設定しないこととする等により、事前防災を推進	15
<b>都市再生整備計画事業【公共：交付金】</b>	
・都市計画区域外を含む災害発生が予想されるような地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラの整備について、防災・安全交付金により支援	15
・都市計画区域外を含む広域的な立地適正化の方針を定めた場合、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分以内にアクセスできる地域、かつ、都市計画区域外の以下の地区を施行地区に追加 ①広域的な立地適正化の方針において地域生活拠点として位置付けられた区域 ②広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域	21
・広域的な立地適正化の方針と市町村管理構想・地域管理構想をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分	21
・地域生活拠点において、誘導施設相当施設を新たに支援対象に追加	21
・小規模な再開発等で創出した床を高次都市施設として購入する場合の面積要件（延べ床面積が概ね1,000㎡以上）を撤廃	22
・デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域を施行地区に追加	-
<b>都市構造再編集集中支援事業【公共：補助】</b>	
・防災指針に即した災害リスクの高い地域から移転する場合、施行地区要件：「居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下」の適用を除外	16
・都市計画区域外を含む立地適正化計画を定めた場合、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分以内にアクセスできる地域、かつ、都市計画区域外の以下の地区を施行地区に追加 ①立地適正化計画において地域生活拠点として位置付けられた区域 ②立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域	21
・立地適正化計画と市町村管理構想・地域管理構想をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分	21
・小規模な再開発等で創出した床を高次都市施設として購入する場合の面積要件（延べ床面積が概ね1,000㎡以上）を撤廃	22
・公共施設等総合管理計画に位置づけられた誘導施設を移転・統廃合により整備する場合において、以下の全ての要件を満たすときは、誘導施設整備の支援要件「同種施設1都市1施設まで」の適用を除外 ①移転・統廃合後の全ての誘導施設の総延床面積 < 移転・統廃合の対象となる従前施設の総延床面積 ②移転・統廃合後の全ての誘導施設数 < 移転・統廃合の対象となる従前施設数	23
<b>都市再生区画整理事業【公共：交付金】</b>	
・浸水対策として土地の高上げを行う土地区画整理事業について、エリア単位での一時移転を行う際に必要な移転補償費を支援対象に追加	16
・都市機能誘導区域内において、申出換地により低未利用地等を集約・再編し誘導施設を導入する小規模土地区画整理事業について、支援を強化	22

事業名	ページ
<b>都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】</b>	
・防災力の向上に資する整備計画の作成に関する事業について、防災・安全交付金により支援	16
・まちづくりの将来像の実現に必要な、都市の骨格軸となる基幹的な公共交通軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置付けた場合に、当該公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援対象に追加・明確化	19
・まちづくりの将来像の実現に必要な、都市の骨格軸となる基幹的な公共交通軸を立地適正化計画等に即地的・具体的に位置付けた場合に、当該公共交通軸の形成に必要な交通施設整備について、交通事業者が主体となる場合に国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	19
・シェアリングポート等を含めた自転車駐車場をエリア全体で一體的に整備する場合、台数要件を撤廃	20
・バリアフリー交通施設整備を単独で行う場合、全体事業費の下限額を撤廃	20
・駅舎の地域拠点施設への改修や減築等による再整備を支援対象に追加	20
・都市計画区域外を含む立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針を定めた場合、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分以内にアクセスできる地域、かつ、都市計画区域外の以下の地区及び当該地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワークを施行地区に追加 ①立地適正化計画において地域生活拠点として位置付けられた区域 ②立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において地域生活拠点として位置付けられた区域 ③広域的な立地適正化の方針において地域生活拠点として位置付けられた区域 ④広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において地域生活拠点として位置付けられた区域	21
・立地適正化計画への位置付けを要件としている事業について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものも含めて支援対象に追加	21
・地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	21
・シェアサイクル設備の整備を単独で行う場合、全体事業費の下限額を撤廃	-
・官民連携の協議会等による駐車場や駅まち空間等の都市交通施設にかかる既存データのデジタル化やオープン化のためのデータベースの構築等が支援可能であることを明確化	-
・地区交通戦略の大匠認定において要件となっているKPIIについて、地域の実情に応じて自治体等が自ら指標を設定することを可能とする	-
<b>都市防災総合推進事業【公共：交付金】（令和4年度第2次補正予算において拡充・明確化）</b>	
・基礎調査に要する費用について、令和6年度までに限り、国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	17
・基礎調査に要する費用への支援対象について、「既存の危険な盛土の把握のために必要な調査」を追加（明確化）	17
<b>盛土緊急対策事業【公共：交付金】</b>	
・令和3年度実施の「盛土の総点検」後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土に対する安全対策等を支援対象（国費率1/2）に追加	17

事業名	ページ
<b>まちなかウォークアブル推進事業【公共：補助・交付金】</b>	
・既存施設の改修による、滞り手等の滞り及び交流を促進することを目的とした施設の整備を支援対象に追加	20
・都市計画区域外を含む立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針を定めた場合、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分以内にアクセスできる地域、かつ、都市計画区域外の以下の地区を施行地区に追加 ①立地適正化計画において地域生活拠点として位置付けられた区域 ②立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において地域生活拠点として位置付けられた区域 ③広域的な立地適正化の方針において地域生活拠点として位置付けられた区域 ④広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において地域生活拠点として位置付けられた区域	21
・デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域を施行地区に追加	—
・都道府県が事業主体となる場合に限り、都道府県道及び都道府県が管理する国道等を補助対象に追加	—
<b>市街地再開発事業等【公共：交付金】</b>	
・既存建築物を活用する場合の建物状況調査及び曳家移転に要する費用を補助対象に追加	22
・長期にわたり持続的に活用されるための取組（予備認定、CASBEE評価認証、Eリマネ協定）について、国費率の嵩上げ	22
・分譲共同住宅の保留床に係る共用通行部分に対する補助を包括積算から除外し、包括積算方式の階数別乗率を変更	22
・都市再開発支援事業における計画コーディネート業務（計画立案・調整）の実施主体に都市再生推進法人及びまちづくり会社を追加	22
<b>官民連携まちなか再生推進事業【行政経費：補助】（令和4年度第2次補正予算において拡充・明確化）</b>	
・地方都市におけるイノベーション拠点の形成に資する事業について、「地方都市イノベーション拠点形成」として支援制度を創設	25
・大都市の国際競争力強化に資する起業支援・人材育成や他都市との連携に資する事業について、「国際競争力強化拠点形成」の支援対象として明確化	—
<b>共同型都市再構築事業（民間都市開発推進資金融資）【公共：貸付金】</b>	
・都市計画区域内において、「交流・連携施設」および「情報化基盤施設」の整備を伴う事業を支援対象に追加（三大都市（東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地）を除く）	27
<b>まちづくりファンド支援事業（共助推進型）【公共：補助】</b>	
・「交流・連携施設」および「情報化基盤設備」の整備を伴う事業を支援対象に追加	27
・民都機構からまちづくりファンドに対する拠出金の限度額について、1億円の上限を撤廃し、地方公共団体が個人または法人からの寄付金を財源として行う資金拠出の額と同額へ変更	27
<b>都市空間情報デジタル基盤構築支援事業【公共：補助】</b>	
・通常の支援（定率1/2）に加え、早期の課題解決や新たな価値創造が見込まれる事業計画を対象に、早期実装タイプ（定額補助（上限1,000万円））を追加	30

事業名	ページ
<b>スマートシティ実装化支援事業【行政経費：補助】</b>	
・新たに都市サービス実装タイプ（上限5,000万円）を創設し、スマートシティ実装計画に基づき早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業を重点的に支援	31
<b>国際競争拠点都市整備事業【公共：補助】</b>	
・エネルギー導管を活用し、複数の建物にエネルギーを供給するためのエネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、CGS等）の整備を支援対象に追加	33
・エネルギーの面的利用を行う特定都市再生緊急整備地域に対してエネルギーを供給する遠隔地の再生可能エネルギー施設の整備等を支援対象に追加	33
<b>都市公園・緑地等事業【公共：交付金】</b>	
・官民連携による公園の整備・管理運営のための調査費を補助対象に追加	35
<b>社会課題対応型都市公園機能向上促進事業【公共：補助】</b>	
・公共施設等運営事業など、官民連携による総合的な整備・管理運営の導入が具体化した案件への支援を追加	35
・多様な主体との連携による社会課題への対応を促進することを目的に、柔軟で質の高い管理運営に資する取組を支援対象に追加	35
・令和4年度において対象としていた「ユニバーサルデザイン化」、「感染症対策」、「ストック効果の向上」のうち、感染症対策については、令和5年度採択までの時限措置化（支援は令和7年度まで）するとともに、まちづくりのDXへの対応を進める観点から、「DXの活用」を新たに追加	35
<b>地下街防災推進事業【公共：補助】</b>	
・補助対象区域を地下街から地下街と一体となった地下空間に拡充	—
・地下街が連担している地域において複数の地下街会社等により設置が可能な協議会を、単独の地下街でも設置できるように、協議会の要件を緩和	—
<b>宅地耐震化推進事業【公共：交付金】</b>	
・宅地の液状化による変動予測調査について、国費率の嵩上げ（1/3→1/2）を令和7年度まで延長	—
<b>景観改善推進事業【行政経費：補助】</b>	
・「既存不適格建築物等の是正措置支援」の対象を「景観計画の重点地区」内に限定し、事業主体の「景観に関連のある計画等」に「重要文化的景観」を追加	—
<b>メガzin支援事業【財投：政府保証】</b>	
・特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域における都市開発事業に関する事業区域面積要件について、原則1.0haを0.5haへ緩和	—

# VI. 令和5年度 都市局関係 税制改正概要

## 都市の競争力・魅力の向上

### ○都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長

都市再生緊急整備地域等における国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置を延長する。また、地方都市における事業区域面積要件の緩和（原則1ha→0.5ha）を行う。

【所得税・法人税】5年間 割増償却 緊急地域：2.5割増、特定地域：5割増

【登録免許税】建物所有権保存登記の税率（本則0.4%）を軽減し、  
緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%とする

【不動産取得税】課税標準を緊急地域：4/5、特定地域：1/2とする※

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間軽減し、

緊急地域：3/5、特定地域：1/2とする※

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

### ○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

民間活力を活かした都市の良好な環境形成を推進するため、認定市民緑地の用に供する土地に対する課税標準の特例措置を延長する。

【固定資産税・都市計画税】課税標準を3年間軽減し、2/3とする※

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

## 安全なまちづくりの推進

### ○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について支援の充実を図るため、災害ハザードエリアから安全な区域への移転に伴い取得する土地建物に対する特例措置を延長する。

【登録免許税】 税率を本則の1/2とする  
（所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記）

【不動産取得税】 課税標準の4/5とする

## 市街地再開発の推進

### ○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の延長

市街地再開発事業による保留床の処分の促進を図るため、事業用資産を保留床に買換えた場合の特例措置（課税繰延べ）の適用期限を延長する。

【所得税・法人税】

個人又は法人が、所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業による保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について80%の課税繰延べ

### ○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る特例措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置を延長する。

【固定資産税】下記の通り5年間減額する

①住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

・居住用部分：1/3とする

・非居住用部分：2/3※とする

②住宅以外の家屋：2/3※とする

※第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは3/4とする

«他局主管要望»

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

## Ⅶ. 参考資料

### (近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	45
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	49
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	50
4. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）	51
5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン	53

### (都市行政の主な政策ツール等)

6. コンパクト・プラス・ネットワーク	57
7. 都市再生制度	59
8. まちなかウォーク	61
9. スマートシティ	63
10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	65
11. 都市公園の種類と現況	67
12. 都市開発の海外主要案件	68

# 1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

## (1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

### 背景・必要性

- 頻発・激化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

### 法律の概要

#### 安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

##### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

###### ○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イエローゾーンにおける住宅等の開発を抑制

###### ○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

##### 災害ハザードエリアからの移転の促進

###### ○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援）ための計画を作成

##### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

<災害レッドゾーン>  
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）  
・土砂災害特別警戒区域  
・地すべり防止区域  
・急傾斜地崩壊危険区域  
<災害イエローゾーン>  
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

#### 魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

##### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進\*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

###### ○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
〔（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援  
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

###### ○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用  
手続の円滑化

\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

- 〔（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

##### 居住エリアの環境向上

###### ○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

###### ○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ  
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



車道中心の駅前広場



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

### 【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現  
（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年【2021年:100件 ↗ 2025年:600件】）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現  
（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上



1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制  
(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
<b>災害レッドゾーン</b>	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域
<b>災害イエローゾーン</b>	市街化調整区域

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆ 立地適正化計画の強化  
(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸 等））

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

災害イエローゾーン

# 1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

## (3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

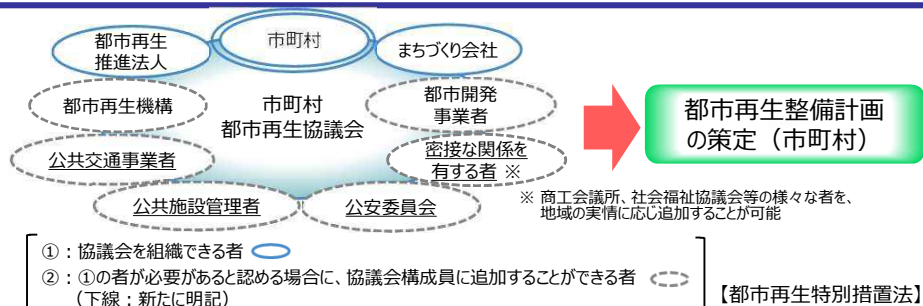
・市町村都市再生協議会\*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に\*  
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)

\* 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

\* 協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記

・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ

[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



### 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）



[予算] 交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化(①)や建物低層部のガラス張り化等(②)



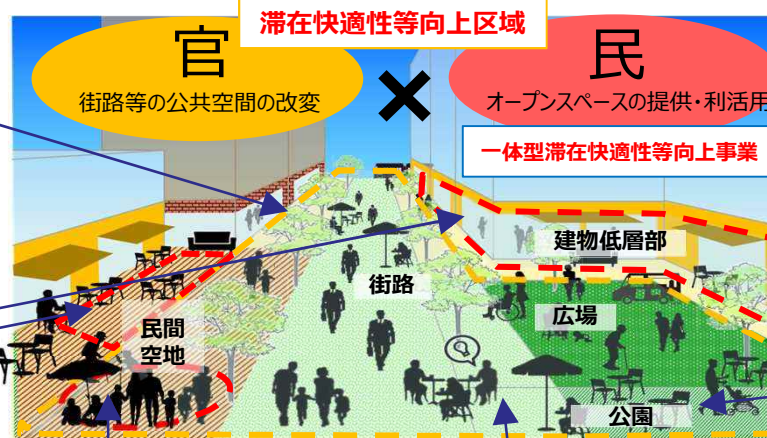
[税制] 固定資産税等の軽減  
[予算] 補助金による支援

・都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環として、ベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化

\* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

[金融] 低利貸付による支援

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置



・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

# 1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

## (4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

### ◆居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- 市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

<制度活用の例>

- 住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット

病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

### ◆都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- 農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

### ◆老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- 高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- 居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

### ◆エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- スマートビル\*の整備を行う都市開発プロジェクトに対し、民都機構による金融支援（貸付け）を実施

\*カメラ、センサー等により人流データ等を集積・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル

- 都市開発プロジェクトに対する国土交通大臣認定（金融支援等の要件）の申請期限（令和3年度末）を、令和8年度末まで延長



【都市再生特別措置法】

## 2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

〈令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行〉

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

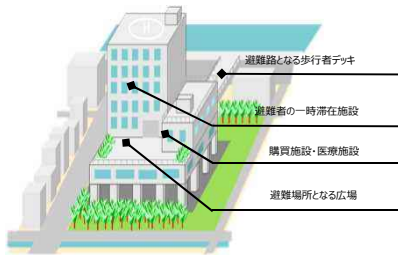
### 流域治水関連法 都市局関係改正内容

#### ◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に  
住民などの避難・滞在の拠点となる施設  
(ホール、スーパー、病院等)を  
都市計画に位置付け、  
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキ  
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設  
浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



避難場所となる広場  
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保

【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

#### ◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア(移転促進区域)の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域  
災害危険区域

【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域  
地すべり防止区域  
急傾斜地崩壊危険区域  
土砂災害特別警戒区域



- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充
- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

#### ◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

### 3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

#### 概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「**水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン**」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

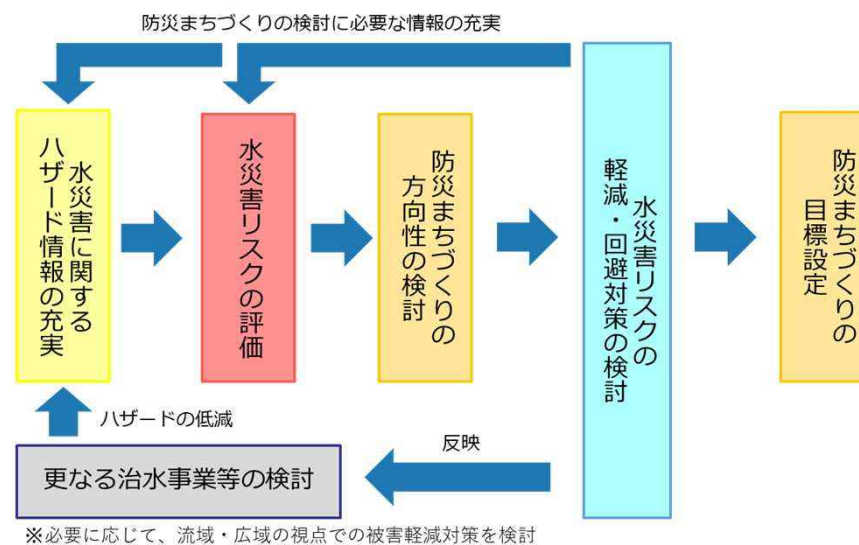
#### ガイドラインの全体像

##### 取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

##### 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
  - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさをもとに、地域ごとに水災害リスクを評価。
  - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
  - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
  - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



防災まちづくりの検討の流れ

# 4. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）①

＜令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行＞

## 背景・必要性

### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

## 法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**” ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応。

### 1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**

⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

### 3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化

- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者**に対しても、**是正措置等を命令**

※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

### 4. 実効性のある罰則の措置

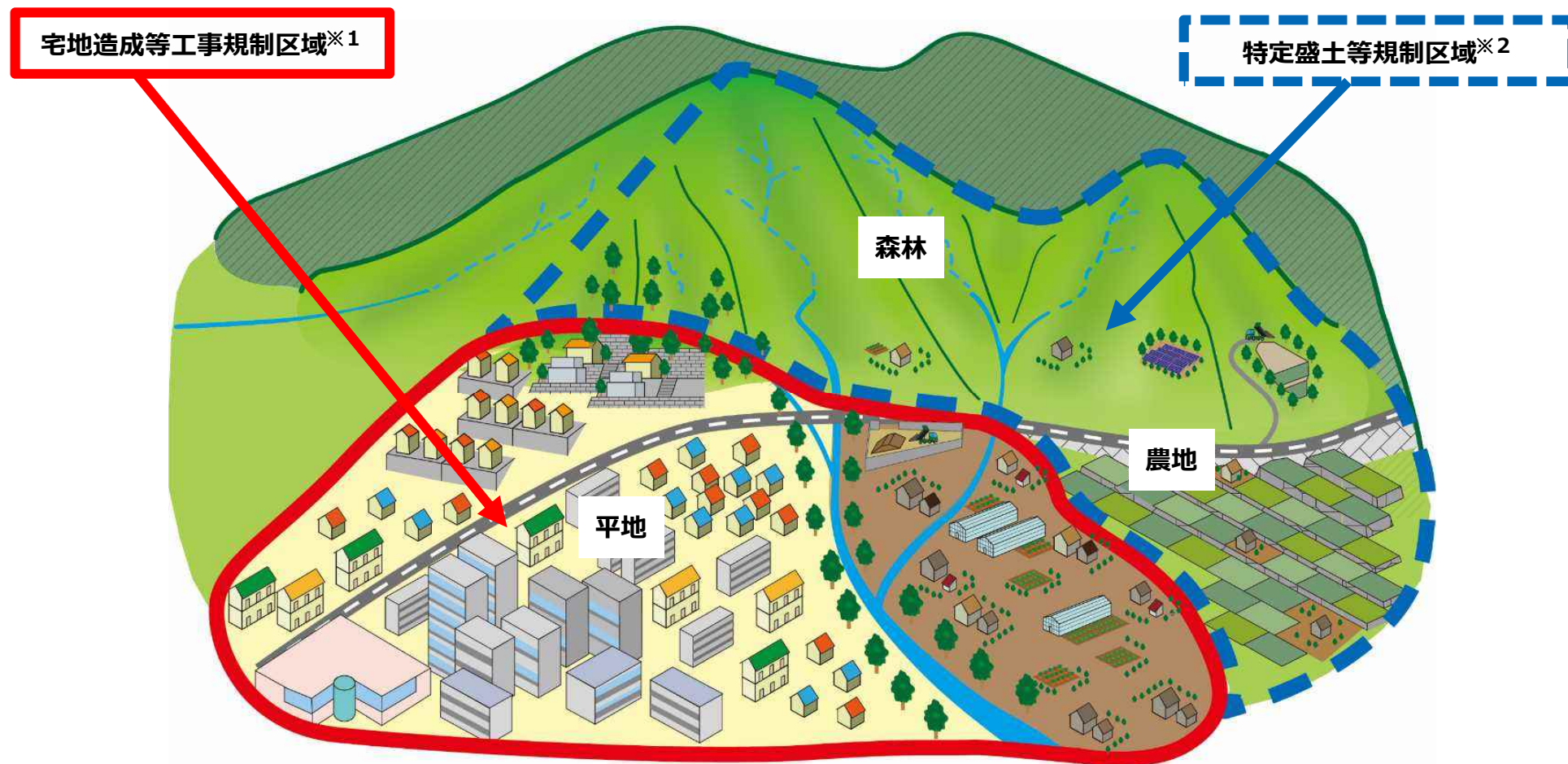
- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**  
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

**【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止**

**（KPI）** ○規制区域を指定する都道府県等（都道府県、政令市、中核市）の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

## 4. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規制法）②

### 【 盛土規制法による規制区域のイメージ 】



※1 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※2 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

# 5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン①

## まちづくりDXの背景・目的

- 少子高齢化、生産性・国際競争力、都市と地方の格差、新型コロナウイルス危機、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、都市を巡る課題はますます複雑化、深刻化している。従来のまちづくりの手法にデジタル技術を取り入れるだけでは、これらの課題に対応し、都市の役割を果たしていくことは難しい。
- 都市が様々な人々のライフスタイルや価値観を包摂し、多様な選択肢を提供するとともに、人々の多様性が相互に作用して新たな価値を生み出すためのプラットフォームとしての役割を果たしていくためには、単にこれまでのプロセスの効率化や利便性向上等を図るだけでなく、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値創出や課題解決を実現する必要がある。

## まちづくりDXにより実現を目指す姿

- まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、まちづくりに関する従来の空間的、時間的、関係的制約を外し、従来の仕組みを変革していくことで、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。
- そのため、これまでの都市政策を包含するまちづくりの具体的な共通目的として3つの「まちづくりDXのビジョン」を定める。さらに、ビジョンを実現するための政策を「重点取組テーマ」として位置づけて推進する。また、まちづくりDX実現のため都市政策が則るべき基本原則を「まちづくりDX原則」を提示する。

### 3つのビジョン

### 豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

 <p><b>Sustainability</b> 持続可能な都市経営</p> <p>将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現</p>	 <p><b>Well-being</b> 一人ひとりに寄り添うまち</p> <p>住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適應するオンデマンド都市を実現</p>	 <p><b>Agile-governance</b> 機動的で柔軟な都市設計</p> <p>社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現</p>
---	--	--

### 4つの重点取組テーマ

都市空間DX	エリマネDX
--------	--------

### まちづくりDXの5原則

まちづくりデータの高度化・オープンデータ化	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化
-----------------------	------------------------

<p><b>Open by Default</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりに関するデータはコモンズ（共有財）であるとの認識のもと、データモデルを標準化した上で、オープンデータ化原則に基づき、Open by Default（常に利用可能な状態）とする。</li> </ul>	<p><b>データ駆動型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの各フェーズにデータを積極的に取り入れ、科学的な政策立案を行う。都市政策のKPIは、物的環境評価のみならず、データに基づくQoL評価（ユーザー利便性、事業価値向上）に基づき行う。</li> </ul>	<p><b>サービス・アプローチ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市空間における人々の活動や生活に着目したまちづくりのアプローチを拡大し、マクロとミクロ、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用して、市民QoLを向上させる。</li> </ul>	<p><b>官民連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの提供は民間企業のUI/UXやITサービス活用を基本とする（GtoBtoC）。基盤となるオープンデータは、産・官・学・市民がそれぞれの貢献・連携によって提供し、発展させる。</li> </ul>	<p><b>地域主導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりDXは地方公共団体、まちづくり団体、市民等が共にイニシアティブを持ち、地域の特性や利用可能な資源を踏まえつつ「出来ることから」はじめる。</li> </ul>
---	---	--	---	--



# 5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン②

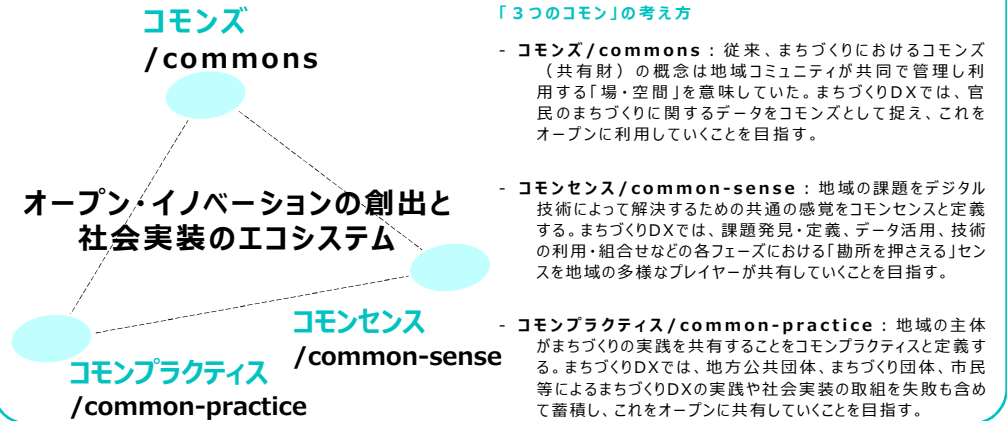
## まちづくりDXの方法論と重点取組テーマ

- 都市政策の新たな領域「デジタル技術を活用した都市サービスの提供」、「デジタル・インフラの整備・オープンデータ化」を定義し、従来の領域と新たな領域を組み合わせることで新しい価値や課題解決を可能とする代表的な分野を「重点取組テーマ」として設定する。



## まちづくりDXに向けたオープン・イノベーションの創出

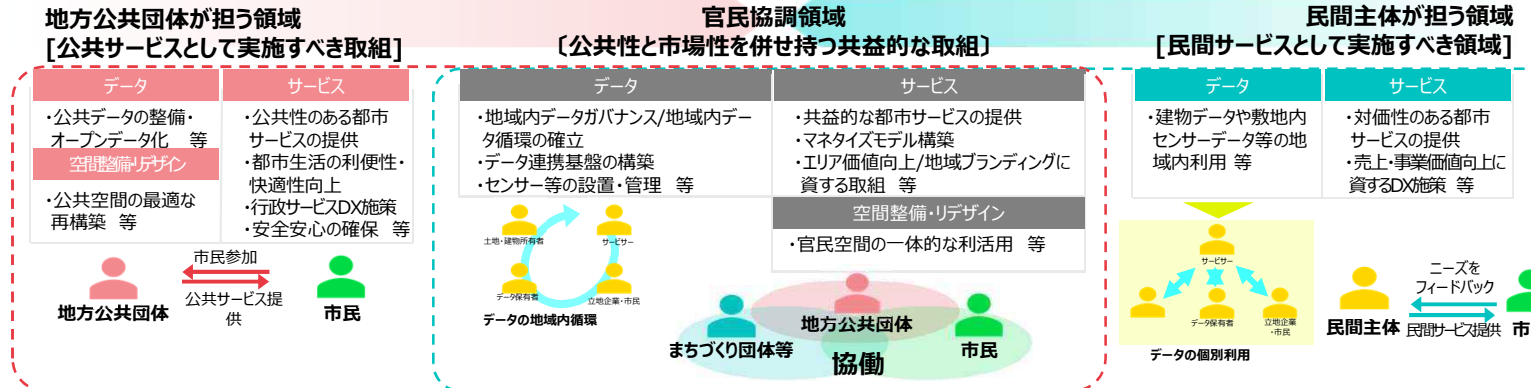
- まちづくりDXを実現していくために、「3つのコモン」を施策のキーワードとして、プラットフォームとしての都市の役割を更に引き出し、オープン・イノベーションの創出とその社会実装のエコシステムを構築していく必要がある。



## まちづくりDXの役割分担とケイパビリティ強化

- まちづくりDXの取組を持続可能な形で実現していくためには、官民の多様なステークホルダがそれぞれの役割分担を明確化した上で連携する必要がある。
- 各ステークホルダが役割を果たしていけるよう、人材育成、ガバナンス、官民ネットワーク強化を通じたデジタル・ケイパビリティの強化も必要。

### まちづくりDXにおける役割分担モデル



## 5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン③

### 都市空間DX

- 変化・多様化する住民ニーズに対応するサステナブルな都市を実現するため、データを用いたシミュレーションや解析技術を取り入れた最適な空間再編や、デジタル技術を用いて地域の魅力をさらに引き出す地方創生の推進、高度なサービス提供をインフラサイドで支えるための空間整備DXなどの「都市空間DX」を推進する。

#### ■ 施策概要

##### □ デジタル技術を活用した魅力ある地域づくり・地方創生

- (1-1) スマートシティの社会実装の加速と先駆的事例の構築支援
- (1-2) デジタル技術を活用した地方都市と大都市の交流・連携促進による都市再生の推進  
(地方都市と大都市を最先端技術〈5G等〉で繋ぐオープンイノベーション拠点やテレワーク施設等の整備)
- (1-3) 全国各地域のまちづくりDXのURによる支援の推進

##### □ データに基づく最適な空間再編

- (1-4) データを活用した都市アセットの柔軟な利活用等による人間中心のウォークブルな公共空間の再編推進
- (1-5) 動的データを活用した空間設計・事後評価を推進するためのまちなかにおけるセンサー設置等の支援
- (1-6) 公園管理におけるデジタル技術導入の推進（パークマネジメントDX）
- (1-7) XR技術等を活用した地域の景観形成における住民参加の促進
- (1-8) 都市の緑化空間等の定量的把握と効果分析へのデジタル技術の活用
- (1-9) 災害に対するデジタル技術を活用した防災まちづくりの推進

##### □ 高度なサービスに応える空間整備DX

- (1-10) 自動運転等の次世代都市交通サービスに対応したインフラ再構築の推進
- (1-11) 市街地整備と合わせた3D都市モデル等の都市空間基盤データ整備の推進



### エリアマネDX

- 住民ニーズを的確にとらえたきめ細かい都市サービスを継続的に提供していくため、ネイバーフッド（身近なエリア）におけるまちづくり活動（エリアマネジメント）へのデジタル技術の導入によるエリアマネ高度化を図る「エリアマネDX」を推進する。

#### ■ 施策概要

##### □ エリアマネを担うまちづくり団体の体制強化

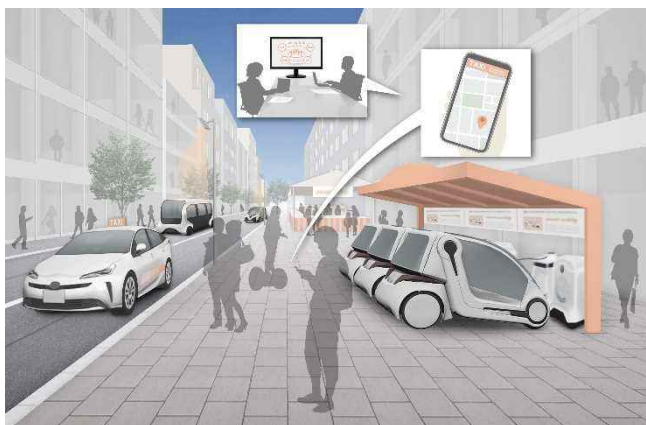
- (2-1) エリアマネDXの主体となるまちづくり団体のデジタル・ケイパビリティ強化のためのガバナンスの仕組み構築
- (2-2) デジタル技術の導入・活用を図るエリアマネ活動を進めるまちづくり団体へのマネタイズ支援（財政支援、ビジネスモデルの横展開等）
- (2-3) 市民QoLに着目したまちづくり活動の評価手法の開発
- (2-4) まちづくり団体によるエリアマネ活動の見える化の支援

##### □ 高度なエリアマネサービスの社会実装

- (2-5) 多様な人材の参画と新たなサービス創出に向けたリビングラボの推進
- (2-6) 面整備・施設整備や都市再生と合わせた都市サービス開発・高度化の一体的支援
- (2-7) まちづくり団体等によるデジタル技術を活用した都市サービスの実装支援（公共空間の管理、駐車需要マネジメントシステム、シェアビルの導入、災害対応サポート構築等）
- (2-8) 面的エネルギーネットワーク構築とエネルギーマネジメントのDXによる地域単位でのエネルギー利用の効率化

##### □ 地域内のデータ循環促進

- (2-9) エリア内外の官民データ連携やサービス創出を図るためのデータ連携基盤の構築等の仕組みの構築、支援
- (2-10) 駅まち空間におけるリアルタイム利用状況の見える化（駐車場満空情報、バス・タクシー待ち行列、駅や駅前道の混雑状況、イベント時の混雑予測等）の推進



## 5. まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン④

### まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

- まちづくりに関わる官民の主体が取得する多様なデータのオープンデータ化や高度化、データを扱うことが出来る人材育成や組織の強化、オープンデータと他のデータの連携の推進等を進め、様々な分野におけるオープン・イノベーションを創出する。

#### ■ 施策概要

##### □ オープンデータ化の推進

- (3-1) 3D都市モデルのオープンデータに関するリーガル面の課題整理・グレーゾーン解消
- (3-2) 都市計画情報の高度化・オープンデータ化の推進
- (3-3) 都市公園データのオープンデータ化・活用推進
- (3-4) 大規模盛土造成地マップ等のオープンデータ化と活用の推進
- (3-5) 都市交通調査（パーソントリップ調査）の手法の高度化、オープンデータ化の推進
- (3-6) 都市交通施設関係データのオープンデータ化・利用促進

##### □ デジタル・ケイバリティの強化

- (3-7) 3D都市モデルをはじめとするGISデータ活用のための人材育成プログラムの開発
- (3-8) まちづくりデータの活用活性化のためのハッカソン、ピッチイベント等の開催

##### □ データ連携の推進

- (3-9) 地籍調査等の多様なデータソースを活用した都市計画基本図の高度化に向けた検討
- (3-10) 多様なデータと3D都市モデルの相互流通性確保に向けた「三次元空間ID」等との連携手法の開発



### 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進（Project PLATEAU）

- 3D都市モデルがまちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、地方自治体によるデータ整備と民間企業によるユースケース開発が相互に連携し、自律的に創造されていくエコシステムの構築を目指す。

#### ■ 施策概要

##### □ データ整備の高度化・効率化

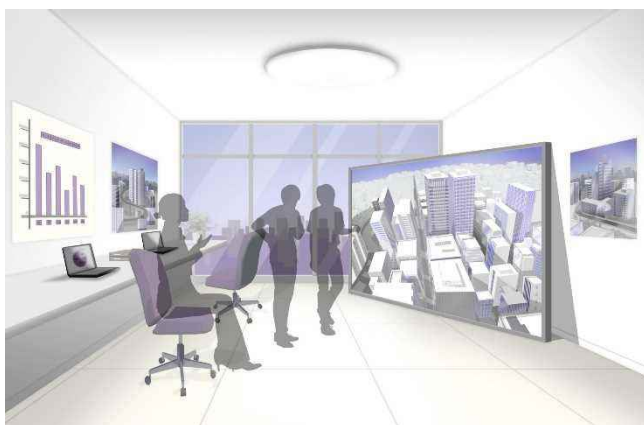
- (4-1) 土木構造物、地下構造物、動的データ、屋内モデル等の国際規格に基づく標準仕様の拡張
- (4-2) 自動生成ツール等のデータ整備効率化に資する技術開発
- (4-3) データ更新スキームの確立（多様なデータソースは公的データを利用した短周期の更新手法の研究・実装）
- (4-4) BIM/InfraBIM、ゲームエンジン、点群等とのデータ連携手法の確立
- (4-5) 3D都市モデル作成のための測量手法の開発・普及

##### □ ユースケースの拡充

- (4-6) ユースケース開発の拡充（自律型モビリティ、自動運転、カーボンニュートラル、防災、まちづくり、メタバース等の多様な分野で先進的なユースケースを開発）
- (4-7) 地方自治体によるユースケース社会実装の支援

##### □ データ・カバレッジの拡大

- (4-8) 地方自治体によるデータ整備の支援
- (4-9) データ可視化・管理・連携システムの構築(PLATEAU VIEW改修)
- (4-10) デジタル技術を活用した復興まちづくりの推進
- (4-11) i-都市再生（都市構造可視化）の取組と連携した自治体職員のデジタルスキルアップ支援



## 6. コンパクト・プラス・ネットワーク

○ 生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

### コンパクトシティ

#### 立地適正化計画

○ 都市機能誘導区域

- ・ 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

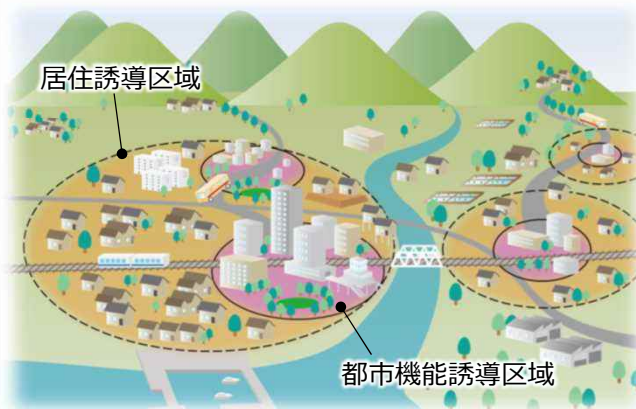
○ 居住誘導区域

- ・ 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
- ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援

+



### ネットワーク

#### 地域公共交通計画

- ・ まちづくりとの連携
- ・ 地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・ 路線等の見直し
- ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

- ・ 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援



# 7. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

**一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域**

都市再生を推進すべき地域を政令指定：  
 都市再生緊急整備地域 (52地域)  
 特定都市再生緊急整備地域 (15地域):特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)	財政支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生特別地区 (111地区) 容積率・高さ・用途等の制限緩和</li> <li>・都市再生事業に係る認可等の迅速化</li> <li>・都市計画提案制度 (78件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ) 道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等</li> <li>・官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援</li> <li>・都市安全確保促進事業 計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備</li> </ul>

**民間都市再生事業計画の認定 (154計画)**

金融支援	民間都市開発推進機構によるメザニン支援
税制支援	建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等


**全国の都市区域**

都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援  
 (これまで1,091市町村、3,486地区に支援)

**財政支援**

- ・都市構造再編集中支援事業<sup>※1</sup>及び社会資本整備総合交付金<sup>※2</sup>などにより、まちづくりを財政的に支援
- 道路や公園、広場等のハード事業  
各種調査や社会実験等のソフト事業 等

<sup>※1</sup> 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。  
<sup>※2</sup> 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。

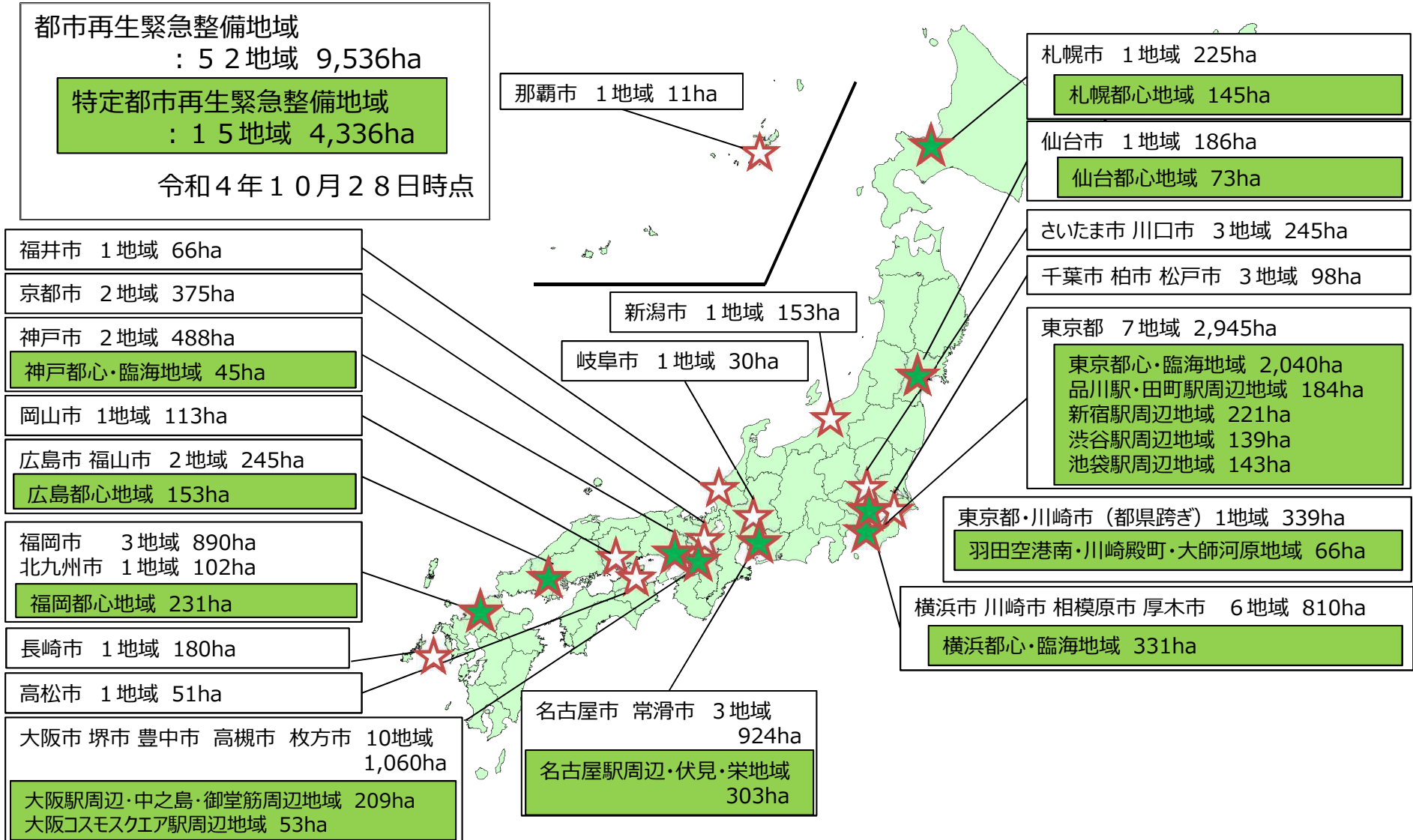


**民間都市再生整備事業計画の認定 (52計画)**

金融支援	民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資
------	----------------------------

※令和4年12月22日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援件数については令和4年4月1日現在、都市再生緊急整備地域数については令和4年10月28日現在、都市再生特別地区数については令和4年9月30日現在、都市計画提案制度利用件数については令和3年3月31日現在)

# 7. 都市再生緊急整備地域

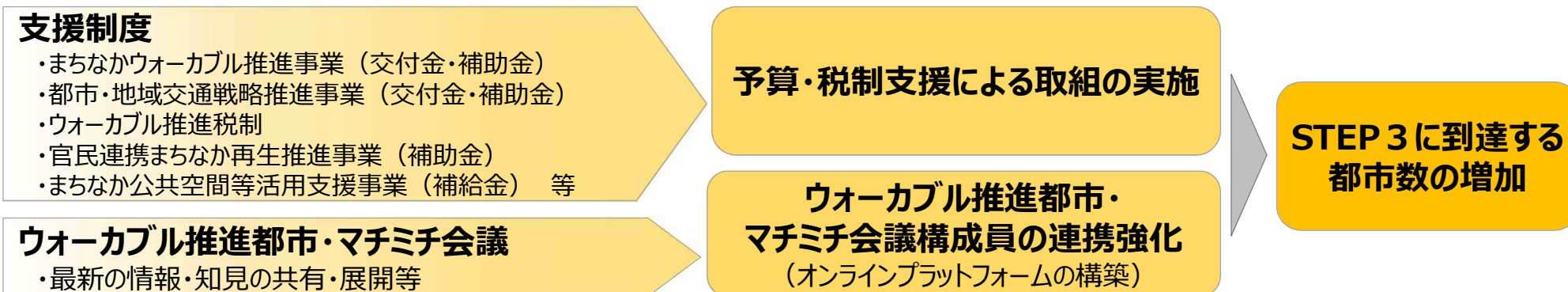


## 8. まちなかウォーカブル

- 市町村が滞在快適性等向上区域を設定した都市再生整備計画を作成し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ。(R4.12末までに73市町村が区域を設定済み)
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて、ウォーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカブル推進都市(339都市 R4.12末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
			
<p>エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。</p>	<p>ウォーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。</p>	<p>点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。</p>

### 取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を強化





# 8. ウォーカブル推進都市一覧

○ **339都市**が“WEDO”\*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和4年12月31日時点)  
 ○ **73市町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和4年12月31日時点)  
 \* Walkable(歩きたくなる) Eyelevel(まちに開かれた1階) Diversity(多様な人の多様な用途、使い方) Open(開かれた空間が心地よい)

令和4年12月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市町村を含む) :

北海道	由利本荘市	群馬県	酒々井町	稲城市	山梨県	愛知県	彦根市	神戸市	広島市	北九州市	竹田市
札幌市	山形県	前橋市	白子町	神奈川県	甲府市	名古屋市	草津市	姫路市	呉市	福岡市	豊後高田市
函館市	山形市	館林市	長柄町	神奈川県	長野県	豊橋市	守山市	尼崎市	竹原市	久留米市	杵築市
旭川市	福島県	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	岡崎市	東近江市	西宮市	三原市	飯塚市	宇佐市
室蘭市	福島市	さいたま市	千代田区	横浜市	長野市	一宮市	愛荘町	伊丹市	尾道市	田川市	豊後大野市
釧路市	福島市	熊谷市	港区	川崎市	松本市	瀬戸市	京都府	加古川市	福山市	柳川市	由布市
千歳市	会津若松市	さいたま市	新宿区	相模原市	岡谷市	半田市	京都市	加西市	府中市	春日市	国東市
北広島市	郡山市	熊谷市	台東区	鎌倉市	半田市	春日井市	長岡京市	新温泉町	山口県	春日市	日出町
黒松内町	白河市	川口市	墨田区	逗子市	春日井市	春日井市	八幡市	奈良県	下関市	古賀市	玖珠町
栗山町	須賀川市	所沢市	品川区	厚木市	春日井市	刈谷市	南丹市	大和郡山市	宇部市	うきは市	宮崎県
沼田町	棚倉町	本庄市	目黒区	大和市	佐久市	豊田市	久御山町	桜井市	山口市	川崎町	宮崎県
東神楽町	茨城県	春日部市	大田区	新潟県	岐阜県	安城市	大阪府	生駒市	防府市	佐賀県	宮崎県
上土幌町	水戸市	戸田市	世田谷区	新潟市	岐阜市	蒲都市	大阪市	宇陀市	長門市	佐賀市	宮崎県
青森県	日立市	朝霞市	渋谷区	長岡市	大垣市	大山市	堺市	田原本町	周南市	基山町	綾町
青森市	土浦市	志木市	中野区	三条市	高山市	新城市	岸和田市	上牧町	徳島県	上峰町	高鍋町
弘前市	石岡市	和光市	杉並区	加茂市	関市	東海市	豊中市	王寺町	阿南市	長崎県	川南町
八戸市	下妻市	久喜市	豊島区	見附市	美濃加茂市	大府市	池田市	和歌山県	香川県	長崎県	薩摩川内市
黒石市	笠間市	蓮田市	北區	杉並区	各務原市	知多市	吹田市	和歌山県	高松市	熊本市	霧島市
五所川原市	笠間市	幸手市	荒川区	富山県	静岡県	尾張旭市	泉大津市	鳥取県	丸亀市	熊本市	始良市
十和田市	取手市	白岡市	足立区	富山市	浜松市	三重県	高槻市	鳥取市	坂出市	熊本市	中種子町
むつ市	つくば市	美里町	八王子市	高岡市	静岡市	津市	貝塚市	米子市	善通寺市	熊本市	沖繩県
岩手県	ひたちなか市	上里町	武蔵野市	石川県	沼津市	四日市市	枚方市	倉吉市	観音寺市	熊本市	うるま市
盛岡市	常陸大宮市	宮代町	三鷹市	金沢市	熱海市	伊勢市	茨木市	境港市	多度津町	熊本市	合計
花巻市	那珂市	杉戸町	府中市	小松市	三島市	松阪市	八尾市	島根県	愛媛県	熊本市	339都市
宮城県	小美玉市	千葉県	調布市	加賀市	島田市	桑名市	河内長野市	松江市	松山市	熊本市	大分県
仙台市	茨城町	千葉市	町田市	能美市	富士市	鈴鹿市	羽曳野市	津和野町	大洲市	熊本市	大分市
塩竈市	大洗町	木更津市	東村山市	野々市市	焼津市	名張市	門真市	岡山市	内子町	熊本市	別府市
柴田町	境町	松戸市	国分寺市	福井県	掛川市	亀山市	高石市	岡山市	高知市	熊本市	中津市
秋田県	栃木県	野田市	福生市	福井市	藤枝市	袋井市	東大阪市	高知市	南国市	熊本市	日田市
秋田市	宇都宮市	習志野市	国分寺市	敦賀市	袋井市	下田市	大阪狭山市	高知市	四万十市	熊本市	佐伯市
横手市	足利市	柏市	福生市	大野市	あわら市	湖西市	阪南市	高知市	福岡県	熊本市	白杵市
湯沢市	小山市	市原市	武蔵村山市	鱒江市	越前市	愛知県	熊取町	福岡県		熊本市	津久見市
鹿角市	下野市	流山市	多摩市	あわら市	滋賀県	大津市	兵庫県			熊本市	
	上三川町	八千代市		越前市						熊本市	

※石巻市(宮城県)、中央区(東京都)、藤沢市(神奈川県)、伊豆の国市(静岡県)、長浜市(滋賀県)、福知山市(京都府)、美波町(徳島県)、宇多津町(香川県)、武雄市(佐賀県)、高千穂町(宮崎県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

# 9. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

○ Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

## 政府一丸となったスマートシティの推進体制

### 統合イノベーション戦略推進会議

議長：官房長官、議長代理：科学技術担当大臣

指示 ↓ ▲ 報告

### スマートシティ・タスクフォース会合

関係府省（事務局：内閣府）

## ○ 関係府省連携による施策推進体制

### 内閣府

全体総括  
スマートシティの設計図  
(アーキテクチャ)の構築

### デジタル庁

デジタル社会重点計画  
など策定

### モデル事例の構築と全国への横展開

#### 国交省 (都市局)

都市インフラに関連し、複数分野に跨るモデルプロジェクト

#### 総務省

データ連携基盤を整備し、複数分野に跨るプロジェクト

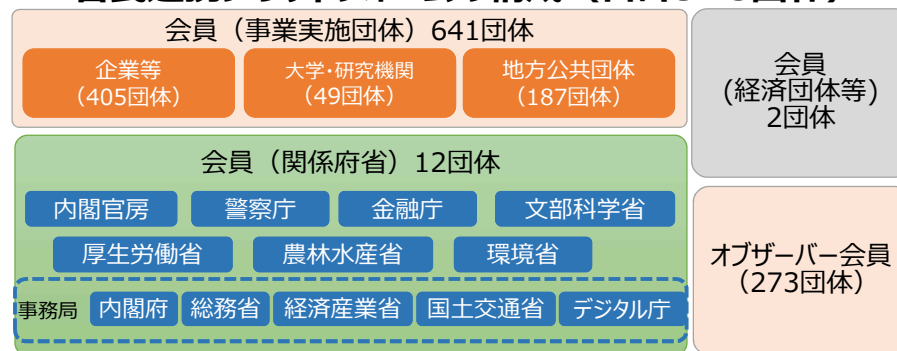
#### 国交省・経産省 (総合政策局)

新たなモビリティサービスのモデルプロジェクト

## 産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

### 官民連携プラットフォームの構成（合計928団体）



(R4年12月末時点)

### ① 事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

### ③ マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体等と、解決策やノウハウを持つ民間事業者等とのマッチングを支援

### ② 分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

### ④ 普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

## 9. スマートシティモデルプロジェクトからの知見集の公開

- これまで、AI やIoT 等の新技術等を活用し、まちの課題の解決や新たな価値を創出することで、都市生活の質の向上を目指す「スマートシティ」の実装に向けて、国土交通省ではスマートシティモデルプロジェクトとして、先駆的な取組への支援を実施。
- この度、「スマートシティモデル事業等推進有識者委員会」の助言を踏まえて、**スマートシティモデルプロジェクトにおける取組から得られた知見等を知見集として、とりまとめた。**
- 令和4年度に予定されているスマートシティガイドブックの改定に、本知見集の内容も反映予定。

### 第1部 実証実験から得られた知見（抜粋）

#### 目的を明確化

技術の確立や活用のみを対象とした検証となっていないか注意し、**街の活性化等の本来の目的を常に意識し、実証に取り組む**ことが必要。

#### 💡 ポイント！（具体的行動）

- 誰にどのような価値が高まるのか、そのために何を検証すべきなのか、どのようなステップで最終ゴールを目指すのか等について明らかにした上で、常に本来の目的を意識

#### スマートシティモデル事業等推進有識者委員会

石田 東生	筑波大学 名誉教授 <座長>
伊藤 香織	東京理科大学 理工学部 建築学科 教授
白坂 成功	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授
中川 雅之	日本大学 経済学部 教授
原田 達也	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究院 教授

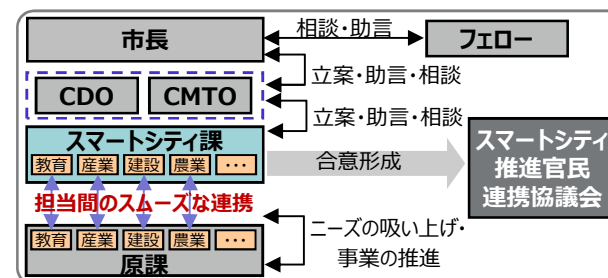
### 第2部 スマートシティの実現に向けた知見（抜粋）

#### 全庁的なスマートシティ推進の風土をつくる組織体制

スマートシティを推進するためには、**推進部署が必要**であり、多様な取り組み方が考えられるが、挑戦する**首長との緊密なコミュニケーション**が図れ、**全庁的な推進意識が根付く組織体制**の構築が重要である。

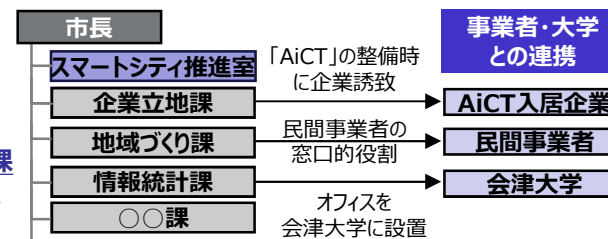
#### ■ 大規模かつ機動的な推進組織と全庁での取組（石川県加賀市）

多様な部署の出身者を登用した**32名\***が所属する**大規模な体制**  
※2021年度時点



#### ■ 少人数組織による迅速な施策推進（福島県会津若松市）

取組の推進を担う**5名体制\***の**スマートシティ推進室と原課との全庁横断的な連携**のもと取組を推進※2021年度時点



# 10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方自治体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアル の充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を目指す。

## 令和2年度・令和3年度の取組

### 標準データモデルの開発/オープンデータ化

3D都市モデルは、建物等の三次元形状と用途や構造等の属性情報をパッケージでデータ化することで都市空間のデジタルツインを実現する技術。

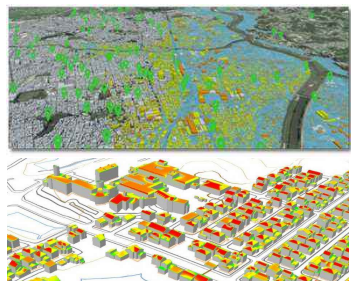


3D都市モデル（札幌駅周辺）

- 国際標準に基づくオープンフォーマットを日本データモデルとして採用し、オープンな活用が可能。
- プロトタイプとしてこれまで約60都市のデータを整備し、オープンデータ化。

### プロトタイプとなるユースケース開発

防災、環境、まちづくり、モビリティなどの分野で3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を開発し、ユースケースの社会実装フェーズを準備。

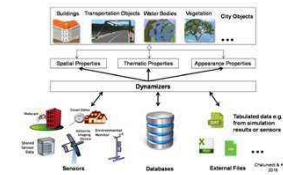


- **三次元リスク分析を踏まえた防災計画**（福島県郡山市）
  - ✓ 災害リスクを3次元化し、建物データと合わせて分析することで、「垂直避難」可能な建物をピックアップし、防災計画立案に活用。
- **太陽光発電ポテンシャルのシミュレーション**（石川県加賀市）
  - ✓ 建物ごとの屋根形状を解析し、都市全体の太陽光発電ポテンシャルをシミュレーション。地域の脱炭素政策に活用。

## 令和4年度の取組

### 国による技術開発/リーディングケース創出

標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。



令和4年度リリース予定の CityGML 3.0

- データ整備の効率化・高度化  
最新の国際標準の取込み/効率的な更新スキーム確立
- 先進的なユースケース開発  
先進技術を取り入れたユースケース開発
- データ・カバレッジの拡大  
リーガル面の課題整理/人材育成プログラム開発 等

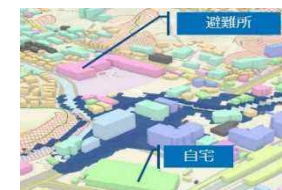
### 地方公共団体による3D都市モデルの社会実装

地方自治体によるデータ整備・更新、ユースケース開発、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。

- 全国60都市程度でデータ整備、ユースケース開発等を実施予定。



インフラマネジメント効率化



災害リスクコミュニケーションへの活用



防犯カメラ有効範囲の可視化

# 10. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

## 3D都市モデル整備都市リスト（下線は令和4年度新規整備予定の都市）

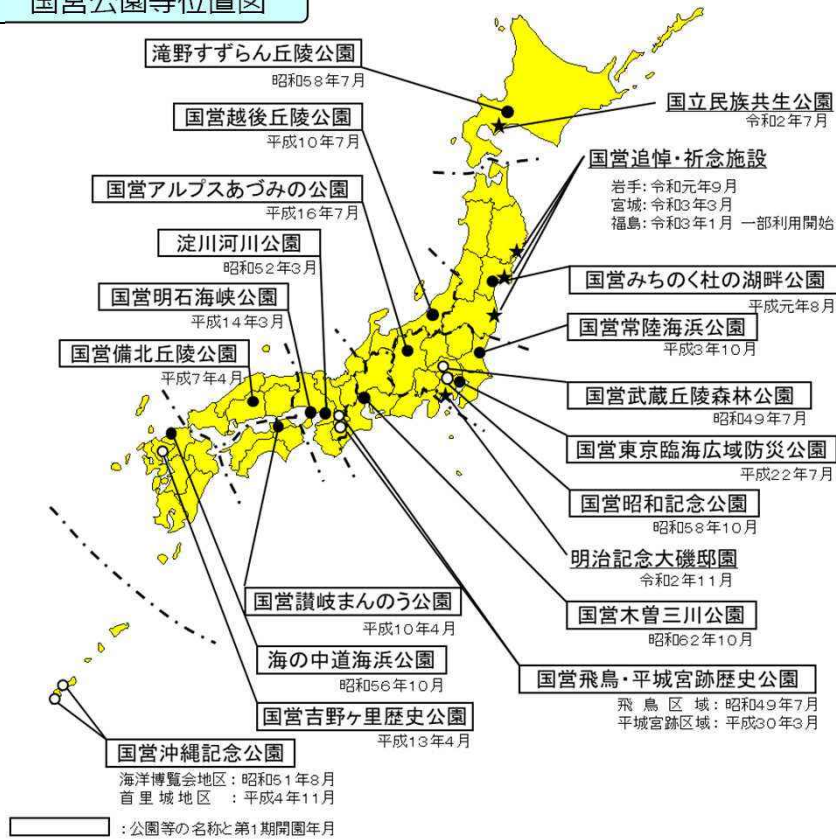
■ 令和3年度までに約60都市で整備。令和4年度は更に約60都市（市町村）で新規整備予定。

北海道	札幌市	千葉県	柏市	長野県	<u>佐久市</u>	大阪府	高槻市	福岡県	飯塚市
北海道	<u>室蘭市</u>	千葉県	<u>八千代市</u>	岐阜県	岐阜市	大阪府	摂津市	福岡県	宗像市
北海道	<u>更別村</u>	千葉県	<u>茂原市</u>	岐阜県	<u>美濃加茂市</u>	大阪府	忠岡町	福岡県	<u>福岡市</u>
青森県	<u>むつ市</u>	東京都	特別区（23区）	静岡県	沼津市	大阪府	<u>堺市</u>	福岡県	<u>うきは市</u>
岩手県	<u>盛岡市</u>	東京都	東村山市	静岡県	掛川市	大阪府	<u>河内長野市</u>	佐賀県	<u>武雄市</u>
宮城県	<u>仙台市</u>	東京都	<u>西東京市</u>	静岡県	菊川市	大阪府	<u>柏原市</u>	長崎県	<u>佐世保市</u>
福島県	郡山市	東京都	<u>八王子市</u>	静岡県	<u>静岡市</u>	和歌山県	<u>和歌山市</u>	熊本県	熊本市
福島県	いわき市	神奈川県	横浜市	静岡県	<u>県内31市町村</u>	兵庫県	加古川市	熊本県	荒尾市
福島県	白河市	神奈川県	川崎市	愛知県	名古屋市	兵庫県	<u>朝来市</u>	熊本県	玉名市
茨城県	鉾田市	神奈川県	相模原市	愛知県	岡崎市	鳥取県	鳥取市	熊本県	益城町
茨城県	<u>つくば市</u>	神奈川県	横須賀市	愛知県	津島市	鳥取県	<u>境港市</u>	大分県	日田市
栃木県	宇都宮市	神奈川県	箱根町	愛知県	安城市	広島県	呉市	沖縄県	那覇市
群馬県	桐生市	新潟県	新潟市	愛知県	<u>春日井市</u>	広島県	福山市		
群馬県	館林市	石川県	金沢市	愛知県	<u>日進市</u>	広島県	<u>広島市</u>		
埼玉県	さいたま市	石川県	加賀市	愛知県	<u>豊川市</u>	広島県	<u>府中市</u>		
埼玉県	熊谷市	山梨県	<u>甲府市</u>	三重県	<u>四日市市</u>	広島県	<u>三次市</u>		
埼玉県	新座市	長野県	松本市	三重県	<u>熊野市</u>	香川県	<u>高松市</u>		
埼玉県	毛呂山町	長野県	岡谷市	大阪府	大阪市	愛媛県	松山市		
埼玉県	<u>戸田市</u>	長野県	伊那市	大阪府	豊中市	福岡県	北九州市		
埼玉県	<u>蓮田市</u>	長野県	茅野市	大阪府	池田市	福岡県	久留米市		

# 1.1. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在17公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、**5箇所**で**公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度は、国・自治体あわせて102箇所**で活用されている。

国営公園等位置図



Park-PFIの活用状況

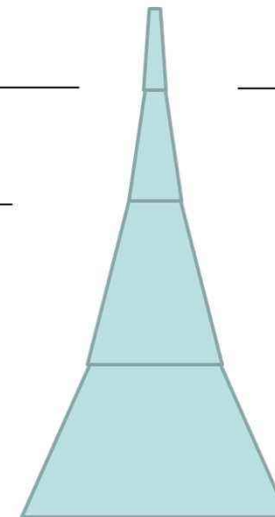
(令和4年3月末時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	3	0	2	1
自治体の公園	99	10	51	38
<b>合計</b>	<b>102</b>	<b>10</b>	<b>53</b>	<b>39</b>

都市公園の体系

- 国営公園 (17箇所)  
事業主体：国
- 大規模公園  
広域公園 (222箇所)  
主な事業主体：都道府県
- 都市基幹公園  
運動公園 (838箇所)  
総合公園 (1,389箇所)  
主な事業主体：都道府県・市区町村
- 住区基幹公園  
地区公園 (1,632箇所)  
近隣公園 (5,832箇所)  
街区公園 (9,030箇所)  
主な事業主体：市区町村

※箇所数は、令和3年3月末時点

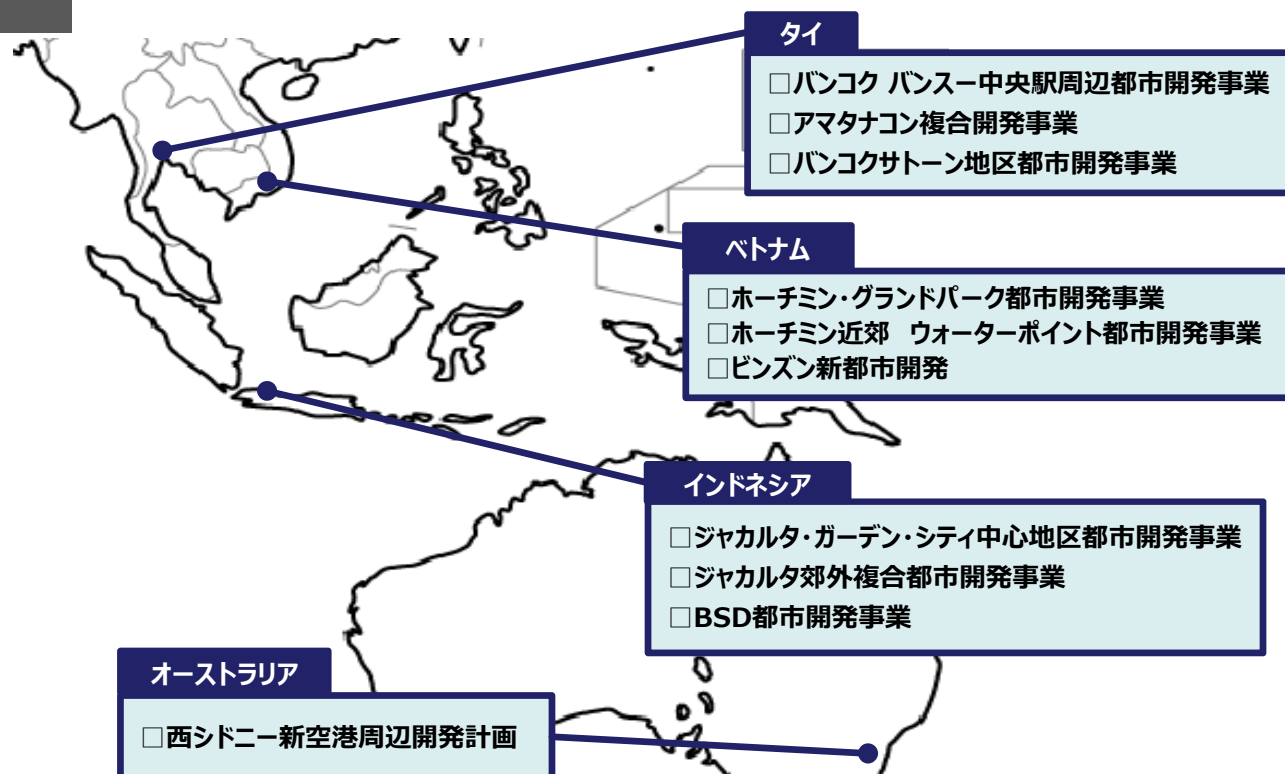


## 1 2. 都市開発の海外主要案件

### 概要

- 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、独立行政法人都市再生機構（UR）が海外業務を行うことが可能となった。

### 主要な都市開発案件



※ミャンマーについては、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討

## Ⅷ. 問い合わせ先

### ●令和5年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 1 5	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412)
1. (2)	P 1 6	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
1. (3)	P 1 7	都市安全課 (03-5253-8400)
2. (1)	P 1 9	街路交通施設課 (03-5253-8415) 都市計画課 (03-5253-8409)
2. (2)	P 2 0	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (3)	P 2 1	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (4)	P 2 2	市街地整備課 (03-5253-8412)
2. (5)	P 2 3	市街地整備課 (03-5253-8412)
3. (1)	P 2 5	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
3. (2)	P 2 7	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
3. (3)	P 2 8	市街地整備課 (03-5253-8412) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
4. (1)	P 2 9	都市政策課 (03-5253-8397) 都市計画課 (03-5253-8409)
4. (2)	P 3 1	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412)
4. (3)	P 3 2	都市計画課 (03-5253-8409)
5. (1)	P 3 3	市街地整備課 (03-5253-8412)
5. (2)	P 3 4	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
5. (3)	P 3 5	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
6. (1)	P 3 7	総務課国際室 (03-5253-8955)
6. (2)	P 3 8	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
6. (3)	P 3 9	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

### ●参考 (都市局関係 各地方整備局等連絡先)

地方機関名	担当部課・連絡先
北海道開発局	事業振興部 都市住宅課 (011-738-0234)
東北地方整備局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	建政部 都市・住宅整備課 (022-225-2016) 建政部 計画管理課 (022-225-2014)
関東地方整備局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	建政部 都市整備課 (048-600-1907) 建政部 計画管理課 (048-600-1905)
北陸地方整備局 (新潟県、富山県、石川県)	建政部 都市・住宅整備課 (025-280-8755) 建政部 計画・建設産業課 (025-370-6571)
中部地方整備局 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	建政部 都市整備課 (052-953-8573) 建政部 計画管理課 (052-953-8571)
近畿地方整備局 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	建政部 都市整備課 (06-6942-1080) 建政部 計画管理課 (06-6942-1056)
中国地方整備局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	建政部 都市・住宅整備課 (082-511-6194) 建政部 計画・建設産業課 (082-511-6185)
四国地方整備局 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	建政部 都市・住宅整備課 (087-811-8315) 建政部 計画・建設産業課 (087-811-8314)
九州地方整備局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	建政部 都市整備課 (092-471-6331) 建政部 計画管理課 (092-471-6331)
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課 (098-866-1910)





(この冊子は、再生紙を使用しています。)